

タイトル	史料紹介：『松前家々臣履歴』（館主篇）
著者	坪田，芳典；TSUBOTA, Yoshinori
引用	北海学園大学法学会，52(3)：319-361
発行日	2016-12-30

史料紹介・・『松前家々臣履歴』(館主篇)

坪田芳典

【解題】

従来、武田―蠣崎政権から端を発した松前藩は自らの歴史を『新羅之記録』(以後『新羅』)、または『福山秘府』(以後『秘府』)に記した。特に『新羅』は伝聞史料を除けば未だこれよりも成立年代の古い文書が発見されていないことから北海道史最古の史料と位置付けられている。故にこのような史料の性格を備えた両史料は、北海道史の「記紀」と称されることが多い。しかし、松前藩政史を記しているのは何も藩公式の史料ばかりではない。松前藩を支えてきた家臣たちも家

譜や系譜類を多く残しており、ここに記載されている事柄も松前藩政史を研究する上で重要になるだろう。しかし一方で、自家に対する潤色や偽造は避けられず、従来はこの点から史料の価値を疑問視する見解が主流をなしていた。近年これに対して、「いつ、だれが、なんのために偽造したのかがわかれば、近世史研究にとって興味深い研究素材になる」という見解¹⁾が始め、北海道史研究でも今後は史料中における「潤色を通して考えておくことも必要」であると田端宏氏が提唱する²⁾など、家文書に対する新たな流れも出てきている。かかる動向から、以前に『厚谷家録』を紹介した³⁾。そこで、今回

料も松前藩政史研究の一助として『松前家々臣履歴』（以後『履歴』）を紹介したい。

資 まずこの『履歴』の史料的性格だが、こういう表題の史料は現存せず、引用論文を中心に家臣団の家文書群の通称として使用されている。また、この史料に関して、海保嶺夫⁽⁴⁾は「中嶋良信氏蔵」という情報のみで、詳細は記載されていない。しかし、春日敏宏氏⁽⁵⁾は「松前町史編集室所蔵の複写本を撮影し、その撮影したフィルムを使用」と述べていることから、松前町史編集室に「複写本」が存在することはわかる。では、この「複写本」の原本としては北海道立文書館にある中島家所蔵資料内の松前家資料と称される家臣団の履歴と思われる。それは両史料の内容が同一であるからである。

次に、中島家所蔵資料（以後、中島家文書）についてであるが、北海道立文書館の所蔵資料案内によると、所蔵者は中島良信で、資料自体は所蔵者の父・中島聡夫（峻蔵）の代に収集されたものだといわれている。中島聡夫は松前家十四世・広愛の甥と称され、松前藩士の中島家の養子に入り峻蔵を継ぎ、のち聡夫と改名した人物である。また、嘉永六年^(一八五三)に編纂された『御扶持家列席帳・御役人諸向勤姓名帳』に記録されている「中嶋峻蔵」が該当人物かまたは先代かは断定で

きないが、そこに記載されている家格は「士席御先手組」で、役職は「御弘敷」である。

そして、この中島家文書は、文書や古書籍、記録の写し、刊行物などから構成されており、文書には中島家由来のもの、松前家由来と推定されるもの、来歴不明のものがある。松前家由来と推定されるものは、旧松前藩士の履歴や松前家に宛てられたと考えられる幕府並びに明治政府からの書類、藩士から藩に出された書類などが含まれており、残存の少ない松前家・松前藩の資料としては非常に貴重である。これらは、中島家と松前家との関係が深かったため、管理を託されそのままになったものか、あるいは中島聡夫が書店経営の傍ら、郷土史を研究していた関係で収集かいずれとも想定でき、が、今のところ詳細は不明である。

次に『履歴』の史料を個別に見ていく。

● 『履歴書』（小林家）

作成者は小林岩五郎。小林家初代から十八代・岩五郎までの略歴で、第一丁に「二号ノ二十六」と朱書されている。形態は八コマ、原本一綴（七丁）、二十

五×十八 cm

● 『河野家履歴』

作成者は松前琢磨。元々は市立函館図書館の史料で、道立文書館ではマイクロフィルムにして所蔵されている。

● 『下国家譜、下国崇敬・季元事跡』

作成者は下国濱三郎。明治十六年六月に作成された史料で、下国氏祖伊駒安東より下国濱三郎までの略家譜、崇敬及び季元の功績書上、季元の履歴が記述されていて、「第十八号」と朱書されている。形態は十三コマ、原本一綴（十二丁）、二十八×二〇cm

● 『佐藤庫五郎履歴』

別名「履歴書上」。作成者は佐藤季近。成立年次は明治二十三年十二月。佐藤家初代・季行から季治までの家譜。季忠をやや詳しく記している。また「第十三号」と朱書されている。『松前藩士佐藤新井田由緒書』に同様の内容あり。形態は、五コマ、原本一綴（四丁）、二十五×十七cm。

● 『佐藤破魔児履歴』

別名「履歴概略」。作成者は佐藤破魔児。二代目より佐藤男破魔唯則までの家譜で、孫八（治富）、平記

（治喜）、男破魔（唯則）の三代には詳しい記事がある。また「二号ノ六」と朱書されている。『松前藩士佐藤新井田由緒書』に同様の内容あり。形態は十一コマ、原本一綴（十丁）、二十五×十八cm

● 『南条家譜』

作成者は南條将。成立年次は明治二十三年十二月七日。初代・季継より南條察までの家譜で、将（信敏）に詳しい記事がある。形態は七コマ、原本一綴（六丁）、二十五×十八cm。

● 『高橋氏履歴』

作成者は高橋渡。成立年次の詳細は不明だが、明治年間と推測される。高橋家の祖・蔭槌季直から高橋渡までの履歴で、「二号ノ八」と朱書あるが、「第二十四号」と朱書した付箋も貼付されている。形態は八コマ、原本一綴（七丁）、二十五×十七cm。

● 『家譜』（今井家）

作成者は今井善兵衛。表紙に「二号一」と朱書されている。形態は三十八コマ、原本一冊（三十六）、二十七×二〇cm。十五代・景伴の箇所では史料の配列に誤りがあったので訂正したところ、接続不明の箇所

が出てきた。

● 『近藤政五郎履歴書』

別名「祖先以来履歴取調書 明治廿四年一月」。作成者は近藤守治（近藤政五郎実弟）。成立年次は明治二十三年十二月二十七日。近藤家初代・季常より十四代・政五郎（小文庫の長男）までの履歴。形態は十コマ、原本一冊（九丁）二十五×十八cm。

● 『厚谷小金吾履歴』

厚谷家初代・重政から十九代・重信の履歴で、表紙に「第拾七號」と朱書付箋貼付がされている。形態は七コマ、原本一綴（五丁）、二十五×十七cm。

● 『蠣崎熊太郎履歴』

作成者は蠣崎熊太郎。初代・蠣崎季繁及び十八代・熊太郎の略歴。表紙に「第十二号」と朱書されている。形態は五コマ、原本一綴（四丁）、二十四×十七cm。

最後に、本史料の閲覧及び調査にあたって様々な御助言・御協力を賜った松前町教育委員会の前田正憲氏には厚く感謝申し上げる。加えて、北海道大学アイヌ・先住民研究センター客員教授の佐々木利和氏にはひとかたならぬご

助言を賜った。末尾ながらお礼申し上げます。

【凡例】

本史料の紹介にあたっては、次のような編集方針をとった。一、漢字は原則として常用漢字を用い、常用漢字表にないものは原文のままとし、当て字は原文のままとした。合字は用いず、適宜、仮名に改めた。例えば、ム（より）、而已（のみ）。また変体仮名は平仮名に改めた。例えば、江（え）、之（の）、乃（の）、者（は）、茂（も）、而（て）。

一、読解の便宜のため、適宜、読点「、」、並列点「・」、句点「。」を施した。

一、本史料を理解するに必要な年号やふりがななどを右傍らに（ ）で補足した。

一、明らかな誤字は右傍らに（ ）正字を示し、意味不明の場合は（ママ）を記した。脱字は右傍らに「―」脱、（―）脱カで示した。

一、破損・虫損・汚損などで判読不能の場合は、字数が推定できる場合は字数にに応じて□で、不明な場合は■で示し、判読不能の事由は表示しなかった。

【翻刻文】

● 小林家履歴書

初代 良景 太郎左衛門

清和源氏ニ出。往時、太郎左衛門良景海ヲ渡リ来

テ、松前ノ東部宇賀ノ浦志濃里ニ墨ヲ築テ居シリ。

足利ノ八世義政將軍ノ時ニアタリ。宝徳三年、

太祖公（武田信玄）若狭国ヲ出サセ、享徳三年、始テ此州上ノ

国ニ渡御英若州内ニ布キ諸墨ノ將士皆制ヲ公ニ受

ケス。爰ニ於テ、良景志濃里ヲ發ス。往テ拝謁シ、

且、嫡男良定ヲ猷リ収テ子孫ヲシテ永ク臣隸タラ

シメント請フ。許約ヲ拝シテ帰邑ス。長祿元年五

月十四日、夷統大挙シ来テ、良景カ志濃里ノ累及

ヒ河野加賀守政通カ宇須岸ノ墨ニ迫リ、終ニ破ラ

レテ墨主良景戦死ス。次テ中野、脇本、穩内、覃

部、松前、祢保多、原口、比右等ノ諸墨連戦シテ

皆敗ス。故ニ応援シテ相救ニイトマナシト云々。

二代 良定 弥太郎

長祿元年賊乱ノ後、父ノ基業ヲ紹テ、志濃里ニ居

シ上ノ国ニ朝スルナ凡五十年。足利ノ十一世義植

三代 良治 三郎右衛門

將軍ノ時ニアタリ永正九年四月十六日、東部ノ夷

再ヒ蜂起シテ宇須岸、志濃里、与倉前等ノ諸墨ヲ

責ム。良定及ヒ河野弥二郎右衛門尉季通、今井小

次郎季景等カ戦シテ自尽セリ。

父良定ノ業ヲ紹テ志濃里ニ居ス。永正十一年三月

十三日、二世公上ノ国ヨリ松前ニ移ラセテ、大館

ニ營築ス給ヒヌ。爰ニ於テ良治等各其居ヲ松前ニ

移ス。此時、祖先ノ墳墓ト共ニ宇賀ノ浦ノ妙光山

法花寺ヲ遷シテ松前馬形ノ台ニ建ツ。

季景 今井小次郎

永正九年、志濃里ノ賊乱ニ父良定ト共ニ戦死ス。

友治 太郎左衛門

良道 三左衛門

源朝臣武田信豊ニ使ス。信豊ハ甲斐源氏候家ノ同

宗人義光十四世ノ苗裔若狭ノ武田治部少輔信栄六

世ノ孫彦次郎ト称ス。従五位ノ上ニ叙シ、伊豆

守・左馬助ヲ兼任シ、足利義晴、義輝將軍ノ此御

供衆ニ候ス。

料

資

六代 道治 三左衛門

七代 季治 三左衛門

寛永・慶安ノ間、蝦夷屢叛キ勲功アルヲ以テ蠣崎ノ御族号ヲ賜フ後故リテ本氏ニ復ス。

八代 長元 三左衛門

九代 長詮 甚五兵衛 治部右衛門

元禄二年八月廿七日(松前矩広)十世公駕ヲ、長詮ノ亭へ寄サセ給ヒ、終日勸盃野饌ヲ献ス。秉燭ニ及ヒ御焔城。此日三献ノ時御盃ヲ賜ヒ、且拝領物アリ。

備前長船守行ノ御刀 一柄

米 拾俵

金 拾両

別ニ御樽肴ヲ副ラル。嫡子長鉤へ板ノ物一端。長

詮ノ妻へ白銀一枚ヲ賜ヒ拝謁ス。

拾代 長鉤 五郎右衛門 三左衛門

(松前矩広)十世公ノ御時、亀田奉行被仰付。十五ヶ条ノ憲法ヲ賜フ。

十一代 時良 萬五郎 富右衛門 治部右衛門

元文元年七月、境ヲ出テ弘前侯へ使ス。寛保三年(七四三)五月又境ヲ出テ盛岡侯へ使ス。延享二年九月、幕

府御辭職。(有徳公)將軍宣下(惇信公)ニ依テ命

ヲ奉テ江戸ニ使ス。同三年八月病アルヲ以

テ御役ヲ辞ス。

十二代 良起 品之丞 與市 頼母

明和六年九月四日、御番頭ヲ辞ス。身病アル故ヲ以テ依テ詰組席被仰付。

十三代 良意 隼太

十四代 良明 辰之丞 嘉門

妻ハ松前氏名ハ萬寿子十三世公ノ姫君。安永七年八月十七日降誕。寛政四年(甫十五)入輿。

十五代 長裕 兵吾 三左衛門

寛政十二年十月廿一日、父・良明死ス。旧家ノ故

ヲ以テ家跡ハ親類へ預ケ被下ノ旨被仰出、此月廿

六日、長裕生ル。即チ家督ヲ長裕ニ賜フ。爰ニ於

テ親類會議シテ官ニ請へ、下国豊前季武ノ二男久

朔季景ヲ以テ後見ト為。文化八年、長裕年(甫十

二)御目見世子公(見広院様)御台司之間被仰付、

其後御番入。文政七年九月廿七日、御側頭。

同九年三月五日、佐藤隼治昌罪アリ自殺ヲ

以テ官ニ謝ス。治昌親ク請フテ止サルヲ以テ介錯

シ、其事ヲ治ム為ニ、此時長裕官ニ謝スル。当職ヲ辞セント請フ許命ナシシカノシナラス。世子公、長裕ヲ賞シテ守山鞆ニ具ヲ賜ヒ、且仰ニヨリテ治昌自殺ノ顛末ヲ筆シテ十四世公ノ御手元へ獻シ召サレテ、恩旨ヲ蒙リヌ。（松前章広 文政二八二六）同九年、御供頭被仰付江府。（文政二八二七）同十年十月又出府、御用人役被仰付、御隠公（松前章広）（松吟陵様）召サセ称ヲ改テ太郎左衛門ト賜フ。故アリテ是ヲ辞ス。又、三左衛門ト賜フ。即チ命ヲ拜ス。（文政二八二八）同十一年九月十九日、江差奉行。（天保二八三〇）同十三年六月二十七日、箱館奉行。（天保二八三四）天保五年正月十七日、町奉行へ出役兼帶ス。同六年六月十八日、兼職ヲ止ニテ其後、屢同職へ出役ス。曾テ箱館表御備ノ為、十ヶ年積米ノ事ニ与レル。故ヲ以テ此年八月十四日、御前ニ於テ御鞍一口拝賜ス。（天保二八三七）同八年十二月八日於テ御前中老職被仰付、且一代准寄合格ニ成ル。（天保二八四〇）同十一年五月廿四日、御前ニ於テ新加五十石ヲ賜フ。（天保二八四一）同十二年、御世替ヲ付、東西蝦夷地巡見使ヲ奉ル。（天保二八四三）同十四年二月六日、出府。（松前章広）十六世公ニ供奉シテ帰ル。同年六月五日、御前ニ於テ軍陣

十六代

長記

千治 恰

繰練掛被仰付。同年八月廿五日、繰練教授ノ勞ヲ賞セラレ、御鞍一口御障泥一双ヲ御使・氏家斧次郎ヲ以テ賜フ。同年十二月十五日、於御前准寄合永々家席ニ被仰付。（天保二八四四）同十五年五月十五日、於御家老職格被仰付、且此年御參府二付御留主居被仰付。弘化二年八月五日、出府。（弘化二八四六）同三年五月六日、十六世公ニ供奉シテ帰ル。（松前章広 弘化二八四七）同四年六月廿九日、御前ニ於テ御系譜掛リ其勞ヲ賞サセラレ御鞍鎧一具ヲ拜賜ス。（嘉永二八四九）嘉永元年四月八日、思召被為在御家老職格御免且、家席ヲ以テ中書院へ下シ給フ。同月十七日、詰組席御沙汰ヲ以テ御用之間支配ニ被仰付。（嘉永二八四九）同二年正月十三日、再び御中老職被仰付、一代准寄合格ニ被成。同年九月、御前ニ於テ江戸勤番被仰付。同月十四日、二男元五郎長郷ヲ以テ別ニ中ノ間席ヲ被召出。崇徳公ノ御台司ノ間被仰付恩ヲ拜シテ江戸ニ登リ。

天保六年二月十五日、十五世公ノ御台司ノ間被仰付。其後、御番入。同七年、江戸勤番。（天保二八三九）同十年二月十五日、御目付へ出役シテ、（ク

ナシリ)へ勤番。同十一年八月八日、江戸勤番。

同十二年、十六世公初御入部二付御供、御納戸

仮勤、御用御取次ヲ兼帶ス。同年六月廿六日、両

在御廻浦ノ御供。同十三年四月廿一日、御納戸

本勤被仰付。同年六月廿日、御參府御供。同十一

月晦日、称ヲ改テ恰ト賜フ。同年十二月廿日、於

御前御側頭被仰付。同月廿八日、准寄合永席ノ御

礼申上ル。同十五年四月五日、御參府御供頭。

嘉永元年四月十六日、御側頭無滞御免被仰付。同

年九月廿一日、境ヲ出、盛岡侯へ使ス。

同三年七月、家督。同十一月廿五日、御目付

へ出役シテ箱館勤番。同六年二月十五日、物

頭へ出役シテ、(クナシリ)勤番被仰付。

長善 鶴次郎 頼母

安政五年午閏十月、御由緒且御統茂有之候ニ付、

内庁可為家従事。明治元年辰八月、御国事ニ尽力

致御満悦被思召候依之御賞トシテ一代五拾石御加

増被成下。明治二年巳十二月客冬、御国難之後、

御供ニテ及南渡、殊ニ今夏、軍監ノ任ヲ奉シ、札

前ノ役ヨリ松前回復候条忠勇ノ所致御感賞被遊依

テ永世上席被仰付、且三拾石加賜。

十八代 岩五郎

明治九年十二月、家督被仰付。

右之通、相違無之候也

小林岩五郎

● 河野家(河野家履歴)

箱館県士族 渡嶋国松山郡江差法華寺町 松前琢磨

始祖 伊予国河野莊・河野新丈夫通清遠裔。生国伊予、河

野加賀守越智政通

享徳三年秋八月二十八日、南部大畑ヨリ松前ニ渡航シ、

蝦夷ヲ服從ニテ白岸(函館ノ古名)ノ館主トナル。二世・

河野加賀右衛門尉季通ニ至リ、治テ武田信広(松前家ノ

始祖)ニ属從ス。永正九年夏四月、蝦夷蜂起。季通奮闘

戦死シ、白岸ノ居館没落ス。季通一女アリ。政通、携へ

來テ蠣崎民部大輔義広(松前家三世ノ主)ニ依ル。義広

之ヲ嗣子・若狭守季広(松前家四世ノ主)ニ妻ス約シテ

曰ク、男子アラハ必ス河野ノ家ヲ嗣カシムヘシト。既ニ

シテ政通死シ、季広十三男アリ。乃チ三男・慶広ヲ以テ

河野ノ嗣トス。時ニ季広嫡男・舜広死セリ。故ヲ以テ慶

広、季広ノ嗣子トナル。是即チ松前志摩守慶広(松前家

五世ノ主）ナリ。於是、慶広ノ六男・景広ヲ以テ河野ノ家ヲ嗣シム。景広初メ河野伊予ト称シ、後遂ニ松前ノ称ヲ冒セリ。爾後、松前ヲ以テ氏トス。
政通十七世 初名・伊予。生国渡嶋、松前琢磨
旧家祿五百二十五石、宅地四百坪。

● 下国家（下国家譜）

伊駒 安東やすはる

安日王ノ遠孫ナリ。伊駒安東或ハ単ニ安東太トモ称ス。往古、神武天皇東征セラルノ時、安日カ弟・長臚彦ナルモノ宇摩志治命ニ（饒速日命ノ子母ハ長臚彦カ女ナリ）随ヒ以テ皇軍ニ抗ス。終ニ敗ラル。天皇則チ長臚彦ヲ罰ス。安日王ハ其同胞ノ兄タルヲ以テ特ニ勅勒ヲ蒙リ陸奥国津加留卒度浜ニ追放セラル。其後、崇神天皇ノ御宇東夷屢来寇ス。天皇、將軍安倍河別命ヲシテ之ヲ討タシム。皇軍数利ヲ失フ。安東潜ニ瑞籬宮ニ詣リ奏シテ曰ク、集ハ安日王ノ裔ナリ。世荒服ニ栖ミ未タ寛典ニ霑ワス。願クハ河別ニ代テ微力ヲ効テ以テ祖先ノ旧罪ヲ贖ヒ奉ラント天皇之ヲ聽ス。安東乃チ河別カ先鋒トナリ東夷ヲ討チ大ニ之ニ克ツ。天皇其ノ功ヲ賞シテ安日ト復姓シ、將軍

ノ印ヲ賜フ。其ヨリ数世ノ裔、下国安東太郎安倍盛季航シテ松前ニ至ル。実ニ嘉吉三癸亥年十二月十日ナリ。盛季ヨリ七世ノ孫、下国宮内慶季ニ至リ始メテ松前氏ニ仕へ、門閥タリ。

下国 崇教

旧祿高五百石。初名季森。通称貞太郎、後鞆負ト改ム。藩主・昌広ノ命ニ依リ豊前ト称ス。後、又藩主・崇広、安芸ト称セシム。

天保七年、家ヲ繼ク。

同 八年 五月、家老職ニ准ス。

同 十年 九月、家老職トナル。

同 十一年 庚子年三月、藩主・崇広、崇教、真勇美父子積年ノ勤勞ヲ好シ、永世祿百石ヲ加賞ス。

安政元年、福山城ヲ築ク。崇教之ヲ董役ノ命ヲ受ク。

同 三年 九月、成ヲ告クヲ以テ藩主・崇広之ヲ加賞ス

ルニ永世祿百石ヲ以テス。

慶応元年二月、藩主・徳広ニ代テ上京。三月朔、参朝ス。

後、本藩参政・蠣崎靱負等ヲ除クノ外、執参拳テ佐幕ヲ

主張シ、及状ノ証跡ヲ顕セシヲ以テ、藩士中勤王ノ有志

鈴木織太郎、松井屯、下国東七郎等ト藩主・徳広ト計リ、

函館府知事・清水谷公成、同府判事・堀真五郎、小野淳、助山東一郎等へ具二藩状ヲ陳訴シ、且下国東七郎等ニ委テ勤王ノ事ヲ調理セシム。崇教、始終藩主・徳広ノ命ニヨリテ共ニ勤王ノ事ニ尽力セリ。同年十月、流賊入犯。翌月、藩主・徳広ニ随テ難ヲ津軽ニ避ク。

明治二年十二月、藩主・修広、客冬以来軍政ヲ総へ恢復ノ功ヲ致セルヲ好シ、永世禄百五十石ヲ加賞ス。

同二年七月、病ヲ以テ職ヲ辞シ、同九月、致仕。晩年、真澄ト号ス。同十四年六月四日、病ヲ以テ没ス。

下国 真勇美

初メ通称左近季隆ト称ス。後、真勇美ト改ム。未タ家ヲ継スシテ没ス。当時執參中、藩主・徳広ノ賢明ヲ忌ムモノアリテ私ニ廃立ノ企テアルニ際シ、真勇美上書シテ其萌芽ヲ挫ク。

下国 貞之丞

季元ト称ス。明治二年十二月、藩主・修広、其軍旁ヲ好シ、永世禄二十石ヲ加賞ス。

同二年九月、家ヲ継ク。同十一年七月廿日、病ヲ以テ没ス。

下国 濱三郎

所有財産

宅地 三百六十一坪 一ヶ所

家屋 六十坪余 一棟

真勇美カ三男ナリ。兄・貞之丞没シ嗣子ナキヲ以テ家ヲ継ク。当時、函館県茂辺地小学校六等訓導奉職。

右之通御坐候也。

明治十六年六月十五日

下国濱三郎

● 下国家 (下国崇教・季元事跡)

下国崇教

豊前又安芸ト称シ、晩年、真澄ト改ム。天保七年十二月、家督ヲ襲キ世禄五百石ヲ給フ。同八年正月十五日、執事格ト為ル。同十一年九月十二日、執事職ニ擢テ

且、勤続ノ旨ヲ以テ世禄百石ヲ加増セララル。安政元年、福山城築工事董督ヲ命ラル。同三年九月、成ヲ告ク。藩主・崇広其功勞ヲ褒賞シ特ニ諱ノ一字ヲ賜ヒ崇教ト改称セシム。且世禄加増百石ヲ以テス。明治元年二月、藩主・徳広二代リ京師ニ赴キ、三月朔、天機何トシ

テ参内、勤王ノ節ヲ致ス。同五月、帰藩。当時、藩主・徳広病ニ罹リ、躬親テ国政ヲ視ル能ハス。枢要拏ケテ崇教ニ委ス。崇教、性寛裕沈毅能ク藩制ヲ統フ。会々幕府大政ヲ奉還シ、輿情騷然ノ際、藩論又沸騰譏問之レニ投シ、或ハ壮士命ヲ誤リ国老等ヲ殺戮スルニ至リ、騷擾甚シ殺氣藩情ニ満ツ為メニ藩主ヲ擁シ城門ヲ閉鎖シ、戒厳スル処アリ。崇教幽愁憂思罪ヲ自身ニ帰シ、蹶起決スル処アラントス諸士左右ニ圍繞シ、抑留大々勤ム。偶々藩主ノ諭命アリ。奮然意ヲ決シ、百方調停ニ幹旋シ、事漸ク平クルヲ得タリ。又、下国東七郎等ヲシテ函館（マドモ）ニ派シ、同府知事・清水谷公考、同判事・堀真五郎、小野淳、助山東一郎等ニ就キ、具サニ藩情ヲ陳訴シ勤王ノ事ヲ調理セシム。同十月、幕府ノ脱士・榎本鎌次郎等海軍ヲ帥ヒ、鷲ノ木ニ上陸、尋テ函館（マドモ）ヲ援キ五稜郭ニ拠ル。防戦ノ敗聞交々到ル。時ニ藩主・徳広病益々重シ、閩藩沮喪悚然タリ。是レヨリ先キ藩主館村ニ案ヲ築カシム。工事未タ竣ヘス。猝カニ難ヲ本寨ニ避ク。藩主病ヲ力メテ守備ヲ議セラル。崇教、始終輔佐随従ス。同十一月十五日夜、敵軍大挙雪ヲ冒シテ稲倉石ノ関ヲ援キ、連戦襲撃頗フル猖獗勢ヒ抗スヘカラス。茲ニ於テ藩主徳広父子及全家眷

ヲ擁護シ、熊石支関内ニ退キ廢船ヲ理シテ之レニ投シ、遇々風波荒ク潮水浸入シ備サニ艱難ヲ嘗ム。数日ヲ経テ厓カニ津軽平館ニ達スルヲ得タリ。同二十五日、藩主・徳広危篤ニ類シ後事ヲ深嘱セラル。同十二月、藩主ノ家眷ヲ擁護シテ羽後ノ久保田ニ赴キ尋テ上京ス。（明治二一八六九）同二年一月、閩藩恢復ノ軍政ヲ綜理スヘキヲ命セラレ。同二月、弁事役所ニ出頭。戦時顛末ノ尋問ヲ受ケ具陳書ヲ提出ス。同六月、藩主・修広ニ輔佐シテ帰藩ス。同八月、福山市街大災アリ。罹災者ノ救助法ヲ議セテ崇教死罪邸宅ヲ納ム。藩主之レニ移リ城廓ヲ開放シテ悉ク避難所ニ充ツ。市民感泣セリ。蓋シ同市邊半ハ曩キニ兵燹ニ罹リ、其瘦状ヲ推シ先拳アリ。同十二月客冬、以還閩藩ノ軍政ヲ綜理シ、恢復ノ偉勲ヲ奏シ忠誠ヲ致セル感賞トシテ世祿加増百五拾石ヲ給フ。是レヨリ先キ藩制屢々改革ノ事アリ。家令ト為リ大参事ト為ル。或ハ營轉職ヲ奉ス。崇教、藩主・良広ヨリ修広ニ至ル五世ニ歴任シ、朝觀ノ使ヲ全フスルモ数十四。（明治二一八七〇）同三年七月、病ニ依テ職ヲ辞ス。藩主・修広深ク惜ミ懇篤ノ慰辞ヲ賜フ。其ノ文ニ云フ。先代ヨリ衰老ノ齡ニ至ルマテ枢要ノ職ヲ奉シ、特ニ戊辰ノ役先考ノ深託ヲ受ケ、国事一新ノ機會

ヲ振興ノ段、永ク依頼致スヘキノ処ヲ思フ。老病身ニ逼リ再三辭職請願其意ニ応ス。依テ始終ノ忠勤ヲ表センカ為メ特ニ協差一口ヲ賜フ。尚快氣ノ上ハ屢々伺候シ、諄々輔導ヲ尽サルベシ云々。(明治二八七)同五年十月、茂邊地村ニ隱遁ス。(明治二八三)同十四年六月四日、卒ス。

下国季元

貞之丞ト称シ、父・季隆早卒依テ家督ヲ襲ク。戊辰ノ役、小隊長ト為リ吉岡ノ險ヲ固ム。同十月二日、賊軍福島ヲ根拠トシ、白首ノ峻險ヲ越ヘ福山城ニ逼ラントスルヲ偵知シ兵ヲ退テ、及部防御線ノ先鋒タリ。同四日昧爽、敵ノ一隊ト川ヲ夾ンテ戦ヒ勝敗決セス。同五日払暁、賊軍大挙海陸ヨリ炮撃シ、我兵寡ク頗ル苦戦。会々後軍已ニ敗レ、進退合図セス。腹背殆ント敵ヲ受ケ支ヘカラス。大ニ利ヲ失ヒ、本城ニ退キ前門ニ奮闘ス。衆寡敵すヘカラス、終ニ没落セリ。此後、我隊士・蠣崎竜江、難波某等戦死ス。是ヨリ先キ季元及部ノ守備ヲ議スルニ臨ミ、対岸多数ノ船舶陸續シ、敵ノ胸壁ニナランヲ憂ヒ、之レヲ除カント欲ス。大隊長・新田主税躊躇肯ンセス為メニ敵軍ヲシテ猖獗ヲ逞フセシムルニ至レリ。同六日、江差屯営守衛長トナリ、同十一月十五日、館ノ寨ノ一端ヲ守

備シ、徹夜激戦利アラス。后チ和議ニ及ヒ、福山ヲ経、津軽ニ航シ、藩主ニ謁ス。即日、国難去留ノ機ヲ窺マルノ故ヲ以テ謹慎ヲ命セラル。(明治二八九)同二年、恢復進軍ノ先鋒ト為ル。同四月六日、ヤンシイ号ニ搭シ、奇兵小隊長ト為リ、同九日、乙部ニ上陸開戦ス。先日、江差ニ進撃、敵ノ寨ヲ抜ク。賊兵・平谷源次郎ヲ擒ニシ、野戦砲一門外二品ヲ納ム。同十日、江良町ニ進撃。同十一日夕、根部田二斥候シ、敵ノ謀線ニ陥リ、我隊十九名頗ル苦戦ヲ極メ、砲煙ノ裡ニ四散シ、互ニ所在ヲ失フ。僅ニ身ヲ以テ相通ル命ヲ得タリ。中途我遊撃隊ノ赴援ニ逢ヒ之レニ投シ、同夜半、札前野ニ激戦。敵ノ大軍ニ困マレ利アラステ、石崎ニ退ク。同十三日、上ノ国ニ退軍。同十四日、小砂子ニ進撃シ、同十五日、原口野ニ戦フ。同十七日、峻岨ヲ越ヘ江良野ニ出テ立石野ニ戦ヒ、福山城ニ先登ス。即日吉岡ニ進撃。先鋒ノ命アリ。是レヨリ先キ季元病ヲ勉メテ軍ニ従フ。茲ニ至テ甚タ重シ請フテ戦陳ヲ辞ス。同十二月客冬、以還数度苦戦ニ及ヒ、殊ニ今夏西斃東進奮戦ヲ遂ケ忠勇ヲ擢ニスルノ感賞トシテ世禄式拾ヲ加増セラル。(明治二八七)同三年十月、藩制改革ノ命アリ。内邸家従ト為リ尋テ家令ニ举テル。(明治二八七)同四年、藩士党ヲ

樹テ両党軋轢シ之レヲ同盟正議ト云フ。蓋シ多クハ戊辰ノ内患ニ基因ス。季元、同盟党ニ投シ斡旋スル処アリ。遇々要路ノ奸党、版籍奉還ノ時ヲ奇貨トシ密ニ巨商ト結託シ、無形藩債ヲ捏造シ不正ノ貪利ヲ逞フセントス。季元之レヲ憂ヒ、巨商等ニ説クニ順逆道理ヲ以テス聴カス。茲ニ於テ上京、大藏属某ニ就キ密訴ス。事前ニ止ム命ヲ得タリ。（明治一八七三）同五年十月、致仕シテ茂邊地ニ移ル。（明治一八七三）同六年七月、檜山郡ノ頑民蜂起シ福山ヲ犯シノ際、説諭慎撫ノ依囑ヲ受ケ之レニ赴ク。（明治一八七七）同十年七月廿日、病ニ罹リ卒ス。

北海道土族 渡島国上磯郡茂邊地拾番地

戸主 下国濱三郎

松前崇広代勤仕

嘉永元年二月、家督。（一八四八）

慶応二年、政事見習命セラル。（一八六六）

同三年四月、家老職命セラル。（一八六七）

松前徳広代

明治元年十一月、松前郡戦争ノ際、軍監ノ任ヲ以テ檜山郡上ノ国村エ出張。（一八六八）

松前修広代

● 佐藤家（佐藤庫五郎履歴・松前藩士佐藤新井田由緒書）

履歴書上

季行 佐藤彦助卜号。

宝徳二年（一四五〇）年、信広公故アリ、若州ヨリ奥州南部エ御

下リニ付、由緒モ有之御跡慕ヒ、悴・秀則ト共ニ南

部エ下候処、先達松前工御渡海之趣味ニ付、同年九

月十五日、松前知り内村、脇本村、小田西村三ヶ村

支配被仰付、脇本村館主ト成ル。文明九酉年三月廿

三日卒。

季則 佐藤三郎左衛門卜号。

父・秀行ト共ニ蝦夷エ下ル。夫ヨリ箱館工引移後、

松前エ移ル。文正元年（一四六六）、光広公エ御目見。

永正十二年七月十日卒。（一五一五）

季元 佐藤彦助卜号。永禄十二年八月廿六日卒。（一五一五）

（一八六九）明治二年、松前四複ノ際、奇兵隊副隊長ヲ命セラル。（明治二）同四年四月二十九日、上磯郡矢不來戰場ニ於テ負傷。（明治二）同一年十二月二十日、戦功ニヨリ増禄二十五石ノ賞ヲ賜フ。（明治一八七〇）同九年、家禄奉還。

季宗 佐藤権左衛門卜号。天文十二年七月廿七日卒。(一五四三)

季高 佐藤彦次郎卜号。永禄五年五月卒。(一五六六)

季連 佐藤彦助卜号。天正五年十二月二十八日卒。(一五七七)

季平 佐藤加茂左衛門卜号。正保三年十二月十六日卒。(一六四六)

季信 佐藤権左衛門卜号。(一六七〇)

寛文十年、東蝦夷蜂起ニテ人数引連出張。シヤムシ

ヤイン頭領ヲ打取其余ノ蝦夷降参。永禄五年七月十

六日卒。

知季 佐藤権左衛門卜号。延享三年三月五日卒。(一七四六)

季達 佐藤加茂左衛門卜号。安永六年四月廿三日卒。(一七七七)

季雄 佐藤権左衛門卜号。天明五年五月二日卒。(一七八五)

季安 佐藤逸八卜号。安永九年七月十五日卒。(一七八〇)

季通 佐藤彦太夫卜号。享和元年八月廿二日卒。(一八一八)

季延 佐藤加茂左衛門卜号。文化年間、章広公梁川工御転

国之御御供被仰付。

季年 佐藤加茂左衛門卜号。文正四辛巳年十二月七日。御

返シ地ニ付、梁川ヨリ章広公松前へ御帰リニ付御供。

天保十二丑年九月廿九日卒。(一八四一)

季忠 佐藤大庫卜号。(一八五四)

安政元年三月廿九日、先般亞米利加船浦賀工渡来。

夫ヨリ松前函館工渡来之趣、幕府ヨリ御達ニ相成一

番手御番頭ニテ人数召連出張。箱館並亀田村、有川

村海岸通り警衛依之幕府ヨリ御賞詞有是左ニ

松前伊豆守家来 佐藤大庫

先達テ函館工亞米利加船渡来ミ節、人数召連出張骨

折候。暇申開替置候様可被致候。

右出張中ニ崇広公ヨリ無油断警衛可致旨御直書被

下。帰帆後令麾一鷲尾ニ尻御紋服被下。(一八五四)

安政元年七月廿二日、北蝦夷地エヲロシヤ人帰帆後

捍掛ニ銀七枚被下。

万延三年六月、御用人被仰付。(一八六四)

元治元年五月九日旧冬、松前福山付字櫃下ニテ英国

船破船ニ付、取扱之謝礼トシテ英国ヨリ書翰並時斗

差送り候ニ付、右請取方トシテ函館工重役之者老入

罷出可申旨、函館奉行・小出美濃守殿ヨリ御達ニ付、

出張被仰付於函館書翰並時斗請取右ニ付時服ニ被

下。

元治元年七月十七日、上ノ国八幡宮へ御代参被仰付。(一八六四)

慶応元年十月廿八日、徳広公館新城工御引移ニ付御

供被仰付、御番頭、御御用人奥御用人兼勤被仰付。(一八六五)

季治 佐藤庫五郎卜号。明治^(一八七七)十五年八月卒。
明治^(一八九〇)廿三年十二月

佐藤季近

● 佐藤家（佐藤破魔児履歴・松前藩士佐藤新井田由緒書）

履歴概略

寛文中火災ノ為、記録類焼失シ、初代及ヒ松前家
工奉仕ノ年月共不詳。

佐藤三郎左衛門尉季則

長祿^(四五七)元丑年五月、志濃利ニ於テ蝦夷蜂起。季則退治ノ命

ヲ蒙リ、同月十四日、出陣帰宅及ヒ生死共年月不詳。

佐藤季治 通称不詳

履歴及生死ノ年月共不詳。

佐藤彦助季連

前同断。

佐藤三郎左衛門 実名不詳

前同断。

佐藤嘉右衛門宗則

履歴不詳。寛文^(一六六)元丑年六月九日没。

佐藤空左衛門宗郷

町奉行奉職。寛文^(一六六七)七年正月十二日依例。

吉広公、町奉行所工御出座アラセラレ、御饗応申上御帰

城後、直ニ御機嫌伺ノ為登城跡ニテ失火。奉行所焼失、

宗郷謝罪ノタメ途中、石坂ニ於テ自殺。新井田某介錯ス。

佐藤半助 実名不詳

不詳。延宝^(一六八〇)八申年九月二十八日没。

佐藤三郎左衛門忠季

不詳。

佐藤三郎左衛門季富

不詳。

佐藤東馬治則

不詳。宝永^(一七〇七)三戌年十二月二十三日没。

佐藤東馬治信

不詳。宝曆^(一七六〇)十辰年九月二十七日没。

佐藤善太右衛門治邦

不詳。牧田伴七二男。安永^(一七七九)八亥年二月十四日没。

佐藤東馬治道

不詳。下国甚右衛門弟。享和^(一八〇三)三亥年七月廿一日没。

佐藤隼治治昌

治邦ノ嫡男。文化^(一八〇七)四卯年四月、梁川御転国ニ付、御供被

仰付。御武器掛り役ニテ同五月、梁川へ着。

文政三辰年五月、章広公梁川工御下り、隼治御勘定奉行ニテ御供梁川へ下ル。
(文政一八三〇)

同四年十二月十一日、松前御返地相成。
(文政一八三二)

同六年、御供松前工下ル。
(文政一八三三)

文政九戌年、勤向兼略ノ儀ニ付、押込隠居被仰付。同年三月五日、勤向兼略為謝罪自殺。小林兵吾介借ス。
(文政一八二六)

佐藤孫八治富

文化七午年五月、御目見被仰付。
(文政一八〇〇)

文政五午年三月六日、松前ノ御返地請取ノ為出立、松前二下ル。善太右衛門治親ト改名ス。
(文政一八二七)

文政九戌年三月、家督被仰付。
(文政一八二七)

同十亥年 四月五日、エトロフ勤番被仰付出立。
(文政一八二九)

同十二丑年、御目付・江差勤番被仰付。
(文政一八三〇)

天保元寅年、クナシリ嶋エ外国人上陸ニ付諸場所及国後迄右御用ニテ、三月十五日出立。五月帰着。
(天保一八三二)

同三辰年、ユウブツ勤番被仰付。
(天保一八三四)

同五年、御目付役ニテ、函館工勤番。
(天保一八三九)

同十亥年、御目付役ニテ再ヒ函館勤番。
(天保一八四〇)

同十一年十月、函館ヨリ帰登。御目付役、是迄ノ通り被仰付。

天保十一年十二月二十八日没。孫・壽太工家督仰付。
(一八四〇)

佐藤平記治喜

酒井左文治弟ナリ。壽太幼年ニ付、後見。
(一八四三)

天保十四卯年七月一日、御目見。同七日、御奉公被仰付。

同年九月、善太右衛門ト改称ス。
(一八四五)

弘化二巳年、御目付・エトロフ勤番被仰付。
(弘化一八四二)

同三年 五月十一日、エトロフ東浦「トシモイ」へ外国人七名漂着上陸ニ付出張取扱タリ。
(弘化一八四七)

同四年 十一月十五日、御書取拝領ス。
(弘化三年)

其方儀エトロフ勤番中、去午五月「トシモイ」へ異国人七人上陸ニ付御人数引連テ出張致シ候
(弘化三年)

処、言語不通手真似ヲ以テ元船波船漂着ノ様子ニ付、勤番所元へ連レ越万端、工藤織右衛門ト謀リ昼夜嚴重

ニ警固致シ骨折候。趣達御聴一段之儀ニ被思召候依之為、御賞御上下一銀拾枚被下之。

嘉永元申年四月二十二日病死。
(一八四八)

佐藤男破魔唯則

水藩・永井源兵衛二男。初メ直次郎ト称シ、江戸ニ出テ、

島田虎之助ノ門ニ入り剣ヲ学ヒ、諸国ヲ漫遊。終ニ松前

ニ至リ、氏家六郎左衛門ノ養弟トナリ。後、氏ヲ相続シ、

一学卜改称。又、喜内卜改ム。
ママ（嘉永二一八四九）
寛永二酉年八月一日、家督ス。
同三一年六月十八日、御近習勤被仰付。同八月二十一日、御納戸役被仰付。
同四亥年二月十五日、アツケシ勤番頭役被仰付。同（嘉永四一八五二）
年九月、崇広公御前ニ於テ男破魔卜改名被仰付。
同六丑年十月二十日、奥御道場締役被仰付。
安政元年、直心影流師範役被仰付。
慶応二年、御目付役被仰付。
同三一年十一月、君上江差表工御発途被仰出候ニ付、鎗釵隊々長被仰付、御供御警衛被命候如。賊兵函館襲来ニ付、直二函館工出兵被命。即十一月十九日出発。同年月廿四日、函館ヨリ出兵ノ各藩御人数ト共ニ一ノ渡村エ出張。開戦防御。同二十五日、惣督府ノ命令ニヨリ五稜郭エ引揚ク。同二十六日、五稜郭エ到着。惣督・清水谷公、津軽地工御引揚ノ為、惣御人数ト共既ニ御乗船ニ付、直二乗船御供青森ニ至ル。惣督府、浪岡工御転陳ニ付、高田村御固メ被仰付、賊兵追々福山城工迫り候ニ付、御暇頂戴帰国致度旨、屢々歎願御聞届ニ相成。御軍艦拝借被仰付、御人数一同乗組、十二月三日、福山港へ着。直

二福山城北ノ丸ニ於テ苦戦落城ノ後、江差港へ引揚ク。君上、江差港ヨリ熊石村工御引上ノ節、病氣ノ為居残り。翌日、御跡ヲ慕ヒ奉リ、蚊柱村工着セシカ。最早、君上ニハ津軽地方工御引揚ケノ為メ御乗船出帆ニ付、福山ニ帰ル。十二月二十八日、君上ノ御跡ヲ慕ヒ奉リ、福山港出帆。
翌明治元年一月一日、青森港工着。四番隊々長被命。四月十六日朝、江差港工着艦。同十七日、「アンノロ」越山道工出兵。参謀・松本某ノ令ニ拠リ山道切開キニ着手ス。五月三日、山道落成ニ付、各藩兵共ニ出発。同五日、落部村着。同十日、藤山口出兵。着直ニ当地固メ介所藤山越、白山越間道、弘前藩ヨリ引継キタリ。十一日午前三時、大川口エ出兵。同五時ヨリ開戦、十二時ニ至ル。勝敗不決。各藩申合セ突進。柳岳砲台ニケ所ヲ乗取り、賊、五稜郭ニ退ク。参謀ノ令ニヨリ暫時、休兵。后二時ニ至リ賊兵又襲来。接戦数刻、参謀ノ令ニテ賊陳ノ後面ヨリ襲撃。数刻顧ル苦戦。后六時ニ至リ弾薬力共ニ尽キ、進退極マリシカ。暫時、引揚ノ令アリ。七重村ニ引揚ク。御書取頂戴。

乙部揚陸以来、連戦皆勝利を得速ニ福山城恢復之功を

奏シ候段致感心候。殊ニ去四月廿九日、矢不來戰爭シ御ヲ各藩ニ先ツ奮激突戰、賊を追崩候段、是又致感伏候。此上を只々函館(マド)五稜郭一日モ早く平定之報を聴、安堵いたし度候間、其旨急度勸考いたし呉候様頼入、思召候。附乍些少陳中御慰勞として、饜節、御酒、右之通其許殿諸兵隊一同エ頂戴被仰付候可然取斗可被申候。已五月。

同十三日前一時、赤川村出張、守衛被命。同十八日、五稜郭平定ニ付引揚。后十二時、赤川村宿陳。

同十二月、軍功ニヨリ頂戴御書取。

客冬、槍劍隊長ニテ、大埜及松城苦戦尔後、慕君之志を表シ殊ニ今夏隊長之伍を服膺シ柳岱之役、遂抱戦候条。忠勇之取致御感賞被遊、仍永世更ニ上席、且三十

石加賜。已十二月。

(明治二八七五)同 三年十月、御書取ヲ以テ御内庁家従被仰付。御由緒有之候ニ付、内庁可為家従事。午閏十月。

(明治二八七五)同、御内庁御納戸役被仰付。
同 八年十一月三日没。

● 南条家 (南条家譜)

氏 平 姓 南条

祖

平 季繼 南条治部少輔。(四六三)寛正四年六月五日卒。

父・六郎大夫。家主・中務大輔ハ、豊臣家ニ属。弟・

治部少輔ハ東奥ニ避ケ、蝦夷ノ矢越ニ航シ、脇本ニ一

家ヲ創シ、后、木古内ニ住。

平 光繼 南条八郎。大永四年六月二十四日(脱「卒」)

藤山柳境木ニ於テ東蝦夷蜂起。戦死。

平 広繼 南条越中守。天文十九年七月十七日卒。(一五五〇)

室ハ蠣崎義広ノ女。武田信広ニ属。戦事屢アリ。上ノ

国城代ヲ命セラル。

平 宗繼 南条五郎。(一五二八)享祿元年五月二十三日戦死。

蝦夷蜂起。大館ニ於テ戦死セリ。

平 信卿 南条安兵衛。

村上三河守直儀ノ子ナリ。

平 信繼 南条丹下。

平 信為 南条安右衛門。

室ハ松前伊予景広ノ女。

平 信久 南条安右衛門。幼名・総太。(一六四三)寛永二十年

三月十六日戦死。

西蝦夷地瀬田内ニ於テ夷蜂起。出張先戦死。

平 継元 南条安右衛門。幼名・総平。(一六五二) 承応元年十一月二日死。

平 包元 南条安右衛門。延宝元(一六七三)寅年□月五日(一六八三)。

平 信朝 幼名・長助。貞享五年十一月十八日(一六八七)。

新井田権之助広朝ノ五男。南条安兵衛。幼名・長助。貞享五年十一月十八日(一六八七)。

平 信益 南条平右衛門。君家ノ思召不叶追放。

平 信昌 南条安兵衛。幼名・清之助。信益追放。平吉幼年ニ付、後見トシテ新井田伊織ヨリ

智養子。延享三年(一七四六)寅七月、家督。

平 信成 南条安右衛門。幼名・平吉。松前大炊頭道広公代、沖ノ口奉行・側頭兼勤。文化年

間、伊達郡梁川村転邦ニ付、梁川村郡奉行。

平 信志 南条郡平。松前志摩守章広公、文化年間、松前エ本国転国ノ台命

ニ因リ松山奉行。

平 信伴 南条安右衛門。幼名・五郎八

町吟味役。章広、本国ニ付藩士ノ家制ヲ定ム。五郎八、文政癸未六年四月、高二百石高右之通宛行モノ也 章

広印

弟・長六郎信敬ハ百拾石ヲ賜リ、世々別家ナリ。

平 信武 南条策左衛門。幼名・甚次郎。

松前志摩守章広公側勤。妻ハ松前主計頭見広公ノ侍

平 信敏 南条将(奥羽按察使ヨリ龍宮ノ官名二分類ス。以テ将ト改ム)。幼名・桃吉。

実ハ高橋七郎左衛門源光之ノ三男。松前志摩守昌広公、台子ノ間勤。逝去ノ后、松前伊豆守崇広公ノ近習

勤(中小弁司ト通称ヲ賜リ)。元治元甲子年七月八日、伊豆守崇広公、幕府御老中格海陸軍物奉行ヲ家茂將軍

ヨリ台命ヲ蒙リニ付、御本丸御部屋番兼藩邸小納戸。元治元甲子年十一月廿三日、長州地方御用ニ付、用取

次ヲ命セラル。明治元辰年八月中、町吟味役。尔后、戰爭ニ付落城ニ付松山ノ江差ニ遁ル。明治二年正月、

陸奥青森ニ致ル。二月五日、三番小隊長ヲ命セラル。出先參謀松本鼎造命ニ因リ、安野呂ヨリ峠下ニ滞陣。

五月四日、茅部郡落部進軍。五月十日三時、海岸進軍。

先鋒命ラヒ、同十一日、拂曉三時、戦争柳岱ニテ負傷セリ。今夏、隊長ノ任ヲ服膺シ、柳岱ノ役猛戦被創。

忠勇ノ取致御感賞ヒ遊仍テ、永世上席且、二十五石加賜フ。同十二月、管事局印。(一八六九)

村山郡東根奉行ヒ命。明治三年四月、版図奉還。館県(一八七〇)

ラヒ置。管轄東根郡令司ニ転ス。(一八七〇)

明治三年九月十四日、任権大属酒田県。(一八七〇)

明治三年三月、山形県十三等出仕。(一八七〇)

明 治 四 十 二 月、任少属。 従四位山形県知事藤原朝臣俊章宣。(一八七〇)

明治三年庚午 十二月十七日 従七位守山形県大参事藤原朝臣俊貞奉行。(一八七〇)

明治四年辛未正月、任山形県権大属 山形県知事従四位藤原朝臣俊章宣。(一八七〇)

明治四年辛未 正月十四日 従七位守山形県大参事藤原朝臣俊貞奉行。(一八七〇)

明治四年十二月、新県創業己未、格別勉勵金拾五兩。(一八七〇)

同五年、四月、市井専務ヲ以、戸籍合併申付。明治五年十月、山形県廢山形県ヲ置。同十月上ノ山出張。

明治六年二月十七日、御用席。明治七年一月十六日、青森県出仕十五等月給ヒ下度。同一月三十日、依願出仕差免青森県。(一八七三)

平 信之 南条察。幼名・直之丞。明治十一年二月廿日卒。(一八七八)

任准陸軍軍曹。明治十年八月八日、開拓使。屯田予備兵第一大隊付申付候事。(一八七七)

明治廿三年十二月七日 元館藩北海道士族渡島国松前郡福山神明町二番地 南条 将。

● 菰槌家 (高橋氏履歴)

寛正ノ比 吉岡館主 信広君御治世 蔭槌甲斐守季直

天文ノ比 光広君御治世 蔭槌兵庫之介季成

御母堂季成女号瑞院殿 季広君

寛正ノ比ヨリ中絶シテ寛文ノ比マテ不詳ナリ

寛文ノ比 高広君御治世 松前伊予景広ノ末葉

松前仲季信

同君御治世 改テ 高橋仲季信

寛文元年(一六六) 御近習役ニテ御腰物藏御納戸役蒙仰。

年号不詳 主君夢ニ先君ノ七郎左衛門ノ宅ヘ行ンフヲ乞ル、再三ニ及ベルヲ感ジラレ仏体ヲ賜ハル。

元禄ノ比(一三) 矩広君御治世 高橋七郎左衛門安信

享保十年(七二五) 御参府御供御納戸ニテ、御用御取次蒙仰。

享保十一年(七二六) 若殿様御出府ニ付、御守役ニテ御役人并蒙仰。

寛保元年十二月(七四) 御金拾両宛年々被下趣宮齊宮被仰渡。

延享元年五月十三日(七四四) セツキナイ鮫場支配蒙仰、前同人被仰渡。

同年十二月廿四日 町奉行ニテ御近習兼勤蒙仰、内記殿被仰渡。

同三年(延享一七四六) 四月六日 セツキナイ御場取卯年ヨリ巳年マテ三年支配、新井田五郎左衛門御使ニテ蒙仰。

宝暦三年正月十八日(七五三) 町奉行兼御用人役蒙仰。

同年十一月六日 セツキナイ御場取引替トシテ小安村、宇賀汐首村支配永々被仰付、蛎崎長太夫御使ニテ殿様御紐付ヨリ永々相勤依之右場所支配被仰。

仰付、御用人御役料トシテ御米拾五俵、御金拾両被下置。

安永二年(一七七三) 邦広君御治世 高橋孫兵衛

明和元年(一七六四) 出府蒙仰。

百助君様、藤助君様御守役蒙仰。安永九年マテ在府

邦広君御治世 高橋三十郎

安永四年三月廿二日(一七七五) 南部大膳太夫御逝去。御嫡・修理太夫様御任官ニ付、御使有。

高橋庄次郎

道広君御治世 高橋壮四郎

御目見。

天明二年(一七八二)

寛政二年二月十四日(一七九〇) 御目付様、東蝦夷地ヘ御下向ニ付、吉岡村ヘ御使者蒙仰。カラフト蝦夷人取メ方見届蒙仰、御用番・蛎崎藏人殿被仰渡。

寛政九年七月廿六日(一七九七) 韃国ヘ漂流人有之右長崎表ヘ請取蒙仰。

寛政十一年十二月八日(一七九九) 沖之口会所吟味役蒙仰。

文化元年(一八〇四) 町吟味役ニテ御側頭兼蒙仰。

享和二年(一八〇二) 出府蒙仰。

道姫君様、定姫君様御守役蒙仰。

高橋駒治

章広君御治世

高橋文蔵

文化五年^(一八〇八)

梁川表御引移被遊候節、兄・文蔵儀幼年二付

高橋七郎左衛門

無御抛。二月十三日、御暇被下置。其後、文

蔵梁川表へ奉御慕、御奉公願差上御沙汰中病

死。其後、同人弟・市ノ進、梁川表奉御慕。

文化三年八月三日^(一八〇六)

市ノ進儀於テ、梁川表以御書取、御召

返元長炬席ノ処、大広間席へ御奉公蒙仰。

文化五年正月廿七日^(一八〇八)

於梁川表中之間席ト被仰付。

文政六年七月四日^(一八二三)

御側仮勤蒙仰。

文政六年四月^(一八二三)

百五拾石高 右之通宛行モノ也。

幕府ヨリ御達

松前伊豆守家来 高橋七郎左衛

先達テ函館へ垂米利加船渡来ノ節、人数召

連出張骨折候段、申聞誉置候様可被致候。

其方儀御目付役年来精勤候ニ付出格ノ以テ

御沙汰。其方御礼順之儀、御勘定奉行次席

被仰付。

文政十二年九月二日^(一八二九) 御側本勤蒙仰。

天保元年十一月朔日^(一八三〇) 章広君様御不例被為在候ニ付、御使

旨蒙仰出府。

天保二年^(一八三一)

道広君様御側蒙仰。

天保六年四月廿三日^(一八三五)

御納戸仮勤蒙仰。

天保八年十二月七日^(一八三七)

御納戸本勤蒙仰。

天保十一年二月廿一日^(一八四〇)

出府蒙仰。義広君様御納戸勤、御

不例ニ被為、御国表へ二駄早蒙仰。

天保十二年三月^(一八四一)

御目付役仮勤蒙仰。

御目付役本勤務蒙仰。

嘉永七年正月廿六日^(一八五四)

以御書取三拾石御加増蒙仰。

安政三年丙三月^(一八五六)

加増高三拾石 右之通宛行モノ也。

昌広君御治世

高橋渡

御近習役蒙仰。

御目付役蒙仰。

嘉永年中、御学問所御前ニ於テ傾城高尾ノ画

像精粗御尋ニ応シ諫言ニ及ヒタル段、不都合

ニ付、永ノ謹身蒙仰。

明治元年十二月^(一八六八)

客冬御国難之後慕君之志ヲ表シ、今夏、

平館勤勞候之条仍為、御賞永世上席被仰付、
且拾五石加増。

二郎季景、(一五二)永正九年四月十六日令生害也。
三代 景宗 今井小三郎

● 今泉家（今井家譜）

今井家系譜

今井善兵衛

清和源氏

季友 今泉（今井） 刑部少輔

長祿元(一四五七)丁丑年七月十七日、蝦夷蜂起而松前字及部

徒士某討死。一説離嶋カラフト字イトロと申彼地

今井何某徒地と号未詳松前之渡海。年月伝号之。

長祿元(四五七)丁丑七月十七日 号・慈心院快樂

日等尊儀

二代 季景 今井小治郎

実小林太郎左衛門良景二男。

長祿元(四五七)年より永正八辛未年迄五拾五年之間未詳。

同 年 六月十三日、東地字シノリ徒士蝦夷

蜂起而、兄・小林弥太郎良定と同日討死。

永正八辛未六月十三日 号・泰岳院勇山

日義尊儀

（附） 箋 新羅記括 与倉前館主・小林二郎左衛門政景之子小

移。翌永正十二乙亥年、始成從臣。
大永年(一五二)中、妙光山法花寺始造之時祖師本像奉
納依之小林今井權頭也。

八月十四日 号・泰山院景宗日勇居士

四代 宗定 今井弥次郎

二月二日 号・貞義院宗定日泰居士

五代 定景 今井治郎兵衛

三月十九日 号・安徒院定景日山居士

六代 光景 今井又左衛門

町奉行勤。

三月三日 号・勇進院光宗日応居士

七代 正景 今井七郎兵衛

四月十八日 号・義山院正景日定居士

八代 家景 今井又左衛門

町奉行勤。

寛文十二壬子年正月廿二日卒 号・法谷院得蓮

日光居士

妻・乗谷院妙蓮日華靈尼 延宝^(一六七八)六戊午年九月九日

十一代 忠景 今井半太夫

早世 元文^(一七三六)五庚申年正月廿一死。常夢孩子

卒

番頭勤。

景等 孫兵衛 三月五日 法善日前信士

宝永^(一七〇八)五戊子年六月八日卒。号・唯心院德法日顯

景常 孫八郎 十月五日 自澄日華信士

居士 妻・受玄院妙領日納大姉。享保^(一七二三)八年癸卯年九月三日卒

九代 景孝 今井源兵衛

日卒

延宝^(一六八〇)八庚申年九月十三日卒。号・法種院蓮久日

女子 桜井松栄祐安妻。妙伝信女。死後、法花寺

円居士

葬。墓所勝行院。宝曆^(一七五五)五乙亥年五月廿五日、行年

妻・受潤院妙華日喜大姉。蠣崎右衛門広林養娘。

八拾五才死。

元禄^(一六九二)五壬申年正月二日卒

政孝 今井權之丞

十代 直景 拝領名 今井孫七郎

元禄^(一六九三)六癸酉年十一月十八日、御奉公願之通被仰

作事奉行御年男小林氏と隔年勤。

二付。十二月十五日、御目見。同廿四日、御奉

号・寿量院長遠日連居士

公被出生名權内と拝領後、川道と改。

妻・慈眼院妙曇日量大姉。三輪八郎左衛門妹。

元禄^(一六九八)十一戊寅年五月十七日、普法怯府勤。

延享^(一七四五)二乙丑年九月十一日卒

同十二乙卯年二月四日、エトモウス海鼠曳奉行

女 元禄^(一六九二)五壬申年五月十一日死。浄受妙行信女

勤。

早世 享保^(一七一八)三戊戌年六月晦日死。光夢童子

光元 初、三之助。伊兵衛。新谷十郎兵衛光良養

女子 秋山間兵衛光治妻。寛延^(一七四八)元戊辰九月一日、

子。享保^(一七三三)八癸卯八月十日、海円院咬入日法信士

六十九才。放光院妙照日瑞信女

重良 与市兵衛。鈴木弥左衛門重一養子。

十二代

明和七甲寅九月廿五日、破良令統居士。

光置 今井新右衛門 初、勘右衛門

実・秋山条右衛門光偏二男。作事奉行御年男長炬

番頭勤。

宝曆二癸酉年、御年男勤。

同四甲戌年十一月十五日、御年男於御奥蒙。

同五乙亥年、御年男被仰二付。

同六丙子年七月廿五日、及老襄御役御免願。同

年八月廿日、役事願之儀達 御聽候得共御留之

中二付、明年迄本勤候様被仰二付。同十一月十

五日、御年男被仰二付。

同七丁丑年六月九日、御役御免願之通被仰二

付、隠居剃髮而改婦一。

安永四乙未年二月二日 八十九歳卒。号・顯

理院是円日妙居士

女子 宝永六己丑年四月十二日卒 妻・晴雲院妙

月日昌大姉

妻・若山(台右衛門)勝明娘とり女子二人有離縁。

杉村武右衛門活武娘 享保十四己酉年十二月廿

一日卒。妻・華光院妙念日人大姉。子四人有。

小林富右衛門時良娘言子 安永四乙未年六月八

日卒。妻・融法院妙円日行大姉。

女子二人 享保十七己巳年七月七日死 妙月童女

寛延三庚午年十月晦日死 妙刺信女

女子 孝宅妻母者杉村。後四人同腹

寛政四壬子年正月廿三日 七十二歳卒 妻・間円

院妙伝日起大姉

女子 マツ 依田吉兵衛妻 安永九庚子二月九日

妙養信女

景光 今井多仲 系別二立。

明和二乙酉年三月廿日、別宅願之通被仰二付。

明和六己丑八月四日 四拾貳才卒 編照院知了

日隨居士

女子 百姓卜成。

十三代 孝宅 拝領名・今井市左衛門。初、光忠、景延、孫

七郎。

実・秋山聞兵衛光治七男。

元文三丙巳年四月廿二日被出生。邦広公御代、

十七歳ニ而始而御用之間勤。

延享二乙丑年二月廿七日、資広公御代、道姫様

御儀高野家之御縁組、五月御上京御輿脇并、八
 条家より殿様之御縁組。弁姫様京都御発輿。十
 月八日、松前之御渡海御供。
(延享一七四六)
 同三丙寅年正月、名前タカニ改御用勤。殿様御
 来府御駕脇御供。八月十四日、御出帆。
(延享一七四七)
 同四丁卯年正月廿五日、於江戸御舎弟・為次郎
 様御附勤、寅年より申年迄七ヶ年。柳生家之御
 養子を砌柳生心眼流得開伝備前守後峯公より御
 刀拝領。
(一七五二)
 宝曆二壬申年、殿様御立所御供勤。五月、長炉
 御番入柳生流師範役勤。
(宝曆一七五三)
 同三癸酉年正月廿五日、御国中一流之蒙、同付
 役。
(宝曆一七五四)
 同四甲戌年四月廿日、御前加役被仰二付。十二
 月十九日、御側頭転役。翌廿日、拝領名市左衛
 門と改。
(宝曆一七五五)
 同五乙亥年四月廿五日、御前檜山加役勤。九月
 廿六日、帰着。
(宝曆一七五六)
 同六丙子年八月十一日、御勘定奉行転役。八月
 十三日、殿様御来府御供勤。

(宝曆一七五七)
 同七丁丑年二月、御在所被遊御跡御召抱女中
 達。四月廿七日、松前之着岸。六月九日、家督。
(宝曆一七六二)
 同十一辛巳年六月廿日、御前加番勤。
(宝曆一七六六)
 同十二壬午年六月、角御櫓明年御造立蒙掛り。
(宝曆一七六三)
 同十三癸未年正月七日、御用。去年八月、江戸
 於御儀若若様御誕生御祝儀御使者并、柳生宋女
 様御婚姻御愁御祝兼、同月十九日出帆。二月朔
 日、着府。三月廿六日、三厩之着之前女中召抱
 御用二付用所より出府。六月廿六日、女兩人達
 松前之帰着。十二月二十日、御前御用ニテ出立。
 同月廿九日、帰着。
(一七六四)
 明和元甲申年二月朔日、御前檜山蒙奉行。
(明和一七六五)
 同二乙酉年三月十九日、資広公御逝去御召二
 付。六月廿七日、帰着。七月廿八日、御用人之
 転役。十一月十八日、文助様御髪置被仰二付。
 同廿日、御祝儀在之。
(明和一七六六)
 同三丙戌年九月六日、町奉行仮役勤。
(明和一七六七)
 同四丁亥年、松前主馬様之御用二付松前内記広
 寛二弥。四月廿四日、出帆。江戸用済。八月十
 二日帰着。

同五戊子年三月十八日、弟・多仲、先年仮養子

御奉公勤来候仮実子・孫七郎、御奉公本濟依之

多仲別宅大広間席之願之通被仰二付。

同七庚寅年、道広公采府御供勤。九月、御出帆。

同八辛卯年四月朔日、御入国御供勤。

安永二癸巳年二月二日、江府御内用ニテ出帆。

六月朔日、帰着。同月三日、沖之口奉行着帯勤。

同三甲午年三月廿八日、新宮屋公訴ニ付蒙出

府。四月七日、御帷子一重御上下一具令子拾兩

拝領出府。十月十一日、帰藩。

同四乙未年五月五日、御役願之通御免。

安永四乙未年五月七日、五十五歳卒。号・深

心院円乘日備居士

某 テンジウ 法花寺成出家。

女子 イヨ 秋山信右衛門光信妻。天明二壬寅十

一月十七日、玉林院妙零信女

養女 杉村多門治質妻 実・江差町人竹内玄春娘

孝宅養女。

某 宝曆十一辛巳年八月十三日死 秋岸信士

女子 サワ 本村与右衛門光福妻。後離縁於仙台

死。文化六己巳正月廿三日 智法院妙左信女

十四代 常喜 今并新右衛門

初、難治、孫七郎、善衛門

宝曆十二壬午年八月十八日、資広公御代拾歳之

時召出。御奉公百助様御附勤。

明和元甲申年十月廿二日、御附添御免。御用之

間勤。十二月朔日、驚之間御兼遂勤。同十八日、

資広公より拝領名改孫七郎。御逝去御又御用之

間勤被仰二付。

同六己丑年七月廿日、道広公御近習御兼道勤。

同八辛卯年十二月廿八日、長炉御番入。

同九壬辰年正月七日、上之国御代兼勤。九月十

七日、下在之御連枝様方より殿様之御使者勤。

十二月廿四日、善兵衛より改名願濟。

安永二癸巳年十二月七日、御破方被仰二付。

同四乙未年五月六日、家督。

同五丙申年八月廿八日、上之国村え七ヶ年在宅

願。

天明二壬寅年六月二日、在宅濟帰宅。

同八戊申年正月廿四日、支配所イヂヤリプトよ

り鶴一羽、活鶴一羽献上之。六月十八日、御巡見人様東西御通之前御附添川越掛り勤。十二月十九日、丹頂一羽献上之。

寛政元己酉年七月十五日、大下炎一件、後為見二他被仰二付。八月廿四日、ソウヤ飛驒屋方より御引上二付為引払出俵。十二月十三日帰宅。

〈除ク〉

同二庚戌年、養子粹・辰就、御目見実吟本倉右衛門三男玄介。天明七丁未年八月廿六日、智養子願。

〈除ク〉

同三辛亥年三月十五日、粹・辰就御奉公。同月十七日、キイタツフ勤当被仰二付。十一月五日、帰着。

同三辛亥 同二十五日、御年男介添勤。
同四壬子年四月十四日、アツケシ・クスリ両所之勤当。

同五癸丑年十月廿五日、アツケシより帰着。
同六甲寅年八月十六日、御目付仮役勤。十一月晦日、御年男介添勤。

同七乙卯年三月十三日、知行所イシカリ川上イヂヤリフトえ御順頂出立。九月廿九日、御目付

仮勤。

同八丙辰年三月十六日、病氣二付出役御免願。
八月、東地アフタ領え異国船一艘入船二付、松前左膳エ為組士。廿六日、出立。九月九日、ヲシヤシへより引取帰着。

同九丁巳年十二月二日、御年男介添蒙。
同十戊午年十一月十八日、御目付仮役蒙。

同十二庚申年四月廿三日、御目付仮役御免願。
十二月四日、御年男介添蒙。

享和元辛酉年十二月廿四日、大広間御番頭仮役蒙。

文化四丁卯年三月廿二日、章広公御代、松前蝦夷一円御用地被仰付、奥州伊達郡梁川え御所替。

五月、異国船之儀二付、カラフト嶋より為作人数松前左膳為組士出張。同年帰向。

同五戊辰年四月、御引越御供仕於梁川。御扶持百石高戴。居宅右陣屋稲前社向右侧。

文化七庚午年二月八日、五十八歳卒 号・義勇院左喜日利居士。

禅宗奥国寺墓菖蒲沢之岳 江差町人・櫓見屋重

兵衛娘。

妻・法就院妙登日澄大姉 文化二乙丑年八月

十五日、五十二歳卒。

女子 ツヤ 本下邑八教安妻 文化七庚午年九月

三十一才死 瑞慈正信女。

女子 クラ 早藤半兵衛勝命妻 天明四甲辰年出

生。

女子 キシ 西在無石村百姓。楽屋五郎右衛門

妻。文政四辛巳八月十三日、三十二才死。积尼妙

喜信女。

景英 知八 水野佐義右衛門朝英養子

養父文化六己巳八月三日死。梁川左福寺 积順

入居士。

文化六己巳八月七日、拾八才死。寺同积道

円居士。

景正 出来蔵。兄知八名跡。

文政元戊寅十二月三日、廿三才死。积頼出居士

英胤 又十郎。初、源彦。吉田右十郎勝直養子。

天保四癸巳八月廿四日、三十六才死。妙法院英譽

日胤居士。正行寺檀英胤死後実家葬墓所。

忠久 八郎。初、福彦。林八郎兵衛忠吉養子

嘉永二己酉八月、崇広公御入国ニ付御側組并御勘

定奉行御扱御供仕当新順藤卷ニテ病床依テ御済え

残卒

嘉永二己酉八月十八日、四十九才 義雲院良忠

久岳居士 松前ニテ寺法幢寺。

養女 中津右年茂高妻。実・中村屋茂兵衛娘

十五代

景伴 今井善兵衛。初、信実、富蔵。

享和三癸亥年十二月、十七歳為烏帽子親・小見登

添左改方。

文化三丙寅年三月三日、章広公御代、御目見申上。

同五戊辰年四月、御転国ニ付、酒田湊迄御武者上

乗蒙。六月晦日、梁川之着。

同七庚午年二月朔日、御存公御馬廻御用之間勘。

同月九日、家督願濟。

同九壬申年二月四日、長炬御番入。四月十日、御

側仮勤蒙。

文政二己卯年正月二日、御側本勤蒙。章広公より

御隠居道広公より御年始御使者ニテ。同七日、梁

川出立。十一月帰着。

同四辛巳年正月廿三日、善兵衛と改名願。章広公(文政一八二二)

御来府御供蒙。三月廿四日、梁川御発駕。十二月

七日依台命松前蝦夷地一円御渡右蒙。

同五壬午年二月五日、江戸より梁川え着吏より松

前表御用ニ付、家内より先ニ出立。廿八日、松前

え。三月廿四日、着之上、西地字クトウよりアツ

夕場所辻場取方・明石寅次郎季質来。四月十四日、

出立。五月廿八日、帰着。六月四日、見広公御蒙。

蒙。

同六癸未年四月十六日、御馬廻り中書院席二百石

高御命紙戴。

同九丙戌年八月朔日、御納戸勤。同月廿六日、章

広公御来府ニ付三厩辻御見立勤。

同十丁亥年正月十六日、見広公より章広公、道広

公両公え御使者蒙出帆。章広公三月廿五日、御入

国御供勤。来在々箱館え両公御台馬御用品積。五

月八日、出帆途中地ニテ字脇本村より陸通箱館え

着并、八日、松前え。七月二日、帰着後、見広御

来府御供蒙候所。四月晦日、御逝去。八月二日、

払髮仕。九月廿一日、御目付え転役。

同十一戊子年、西地ソウヤ勤番。三月廿四日、出

立。九月十九日、帰登。

天保二辛卯年二月十五日、エトロフ嶋越年勤番蒙。

此処、アツケシ願之内え異国船出来中厳重形云国

中付置入念取斗万場ノ手配向行届一段之儀ニ被思

召候依之為御賞銀拾枚被命之。十二月廿一日、来

陽御台役蒙。

同三庚戌年正月十六日、二番手御目付出役蒙。異

国船当沖見得十二度出張。三月六日、無念流世活

役蒙。七月廿一日、アツケシえ漂着異国人三十二

人長崎え護送ニ付御目付出張蒙。八月朔日、箱館

え出立。同十九日、同署より十二人衛取出帆。同

月廿九日、長崎え着船。九月十四日、三十二人引

渡済。九月十四日、出帆大坂え。十月十五日、着

江戸表より。十一月十二日、着松前より。十二月

十八日、帰着。廿一日、出役無滞御免。

同八丁酉年七月九日、御納戸役勤。同月廿八日、

前国末寺え御使者勤。十二月八日、本勤蒙。

同九戊戌年閏四月廿八日、於江戸良広公御不例為

窺御機嫌急ニ出帆。五月十二日、着府。同十八日、

又々在婦急御用ニテ松前え。六月朔日着岸。同七日、道中、永急着ニ付為御褒美令百足戴。七月朔日、御巡見・黒田五左衛門使婦帆之前御見在船之某乗船滞転不相成迄。同十六日着府。同十八日、登両度取急着ニ付御褒美令二百足戴。
(天保二八三九)
同十己亥年五月十四日、松前え帰着。
(天保二八四〇)
同十一年庚子正月十六日、馬形東御台場掛り蒙。八月廿八日、江戸勤為ニテ出府。昌広公御納戸勤。九月廿三日、御登機之節、御力番蒙。十二月廿五日、御力番ニ付御手当令三兩戴。
(天保二八四一)
同十二辛丑年正月元旦、御名代御射初蒙。閏正月十三日、昌広公初御入国御供ニテ。四月六日、御着岸。六月十六日、両互御上浦御納戸御力番兼勤御供蒙。七月十八日、御発駕之着より箱館之御出。八月十四日、御帰城。
(天保二八四二)
同十三壬寅年五月廿九日、御納戸御免、中書院番蒙。
(天保二八四三)
同十四癸卯年正月十六日、一番手組士蒙。二月十三日、箱館在掛間之召捕ニ付出役。三月九日、着。十一月四日、相成重百合飛より云念流初術目録伝

授。
(天保二八四四)
同十五甲辰年正月十五日、取計留勤御褒美戴。二月十六日、エトロフ勤番物頭蒙。四月朔日、出立。五月廿二日、着。
(一八四五)
弘化二乙巳年六月三日、エトロフ表出帆。七月廿三日、帰着。名前御使档案初術出立方蒙。九月廿五日、出立。十一月十三日、帰着。十二月廿一日、来陽御親式中御台役蒙。
(弘化二八四六)
同三丙午年正月十六日、三番手組士蒙。六月四日、松前沖之異国船見得出張。同十二月廿四日、来陽御親式中御台役蒙。
(弘化二八四七)
同四丁未年正月十六日、二番手御目付出汲蒙。四度出張。三月七日、初術出鞘ニ付御褒美令百足戴。十一月廿二日、御台役蒙。十二月廿八日、当変中度之出張ニ付御手当令一匁戴。
(一八四八)
嘉永元戊申年正月十六日、二番手御目付出汲蒙。異国船度々当沖航通十六度出張。四月十四日、御納戸蒙。同十六日、御免。一番手御目付着迄之通。八月二日、リイシリ漂着異国人江良町村ニテ善兵衛物頭蒙。九月六日、御用済帰着。十一月五日、

御武者方蒙。十二月十九日、当年異国船度々之出来二付、御手当令五匁一分。江良町村へ出役二付、同令二匁二分戴。廿二日、御台役被仰付。
(一八五一)
 嘉永二己酉年正月十六日、取計留勤御褒美戴。二月十五日、尔蝦夷地勤番物頭蒙。三月十八日、二番手御目付蒙。今日、異国船三艘見得。四月五日、出立取計義国船破損船、尔蝦夷地ニテ。五月十四日、焼捨。六月廿六日、異国人三人漂着。七月十三日、弁財船ニテ松前之為登。同廿日、同所出帆。八月十六日、帰登。十一月十三日、御書取共方機、当年尔蝦夷地在勤中異国人共三人別漂着候席手当者不及炮戦ニ付船ニテ三月九日、松前出帆。ホロイツミより陸エトロフ之六月七日着。
(一八五一)
 嘉永四辛亥年正月元日、御台役蒙。同二日、羽州御受米御願濟ニ付詰取方出張蒙。四月七日、御書取共方機取計アツケシ場所之別漂着候異国人長崎表より護送ニ付警固目付被仰付、箱館表より乗船長崎之船中複警固長崎着船之上御奉行所之異国人御引渡無滞本濟御安堵之事取隨ニテ右御用中万場藤林村主活共申禪入念罷斗候条一族之機被思召依

之為御賞銀拾五枚被命之。四月十三日、羽州表へ出帆。同所御用濟ニ付出帆。六月廿五日、帰着。八月廿五日、無念流世活汲御免願濟。十二月十五日、来陽御台汲蒙。

(嘉永一八五二)
(嘉永一八五三)
 同五壬子年正月十五日、取計中留勤御褒美戴。同十六日、三番手御目付出張蒙。異国船度々見得七度出張。四月廿七日、御目付出張ニテ箱館勤番蒙。五月三日、出立。同五日、着。

(嘉永一八五三)
 同六癸丑年四月廿六日、箱館交代濟ニテ出立。廿九日、帰着。五月二日、出役御免。三番手御目付出張蒙一度出張。七月六日、御年中、箱館表收納出増ニ付御目様張一枚戴。同十四年、前国未帰府ニ付両殿様より御使者勤。九月廿日、三番手御目付出役無滞御免。十二月廿二日、来陽御台役蒙。同廿四日、如罷前上書之儀御武被思召依樹本極付掛蒙。
(嘉永一八五四)
 同七甲寅年正月十六日、取計中留勤。御転物稀成出場ニ付為御褒美令三百足戴。

(補足)

(天保一八三三)
 同三壬辰年、エトロフより八月十六日帰登。

同九戊戌年（天保一八三八）四月朔日、エトロフ勤番ニテ出立。

同十己亥年（天保一八三九）、同嶋出立。七月晦日帰登。

同十一庚子年（天保二八四〇）十月十八日、箱館勤蒙出立。

同十二辛丑年（天保二八四一）六月廿五日、御目付頭罷蒙。十月廿

七日、箱館より帰着。

同十三壬寅年（天保二八四二）五月廿日、取計箱館勤中御罷締向行

届為御褒美令五百疋戴。

弘化元甲辰年（一八四四）六月廿二日、昌広公御側より転役。

同二乙巳年（弘化一八四五）四月十七日。準之助様、江戸御住居ニ

付御附御供出帆。

同三丙午年（弘化一八四六）五月六日、昌広公御入国御供勤。

同四丁未年（弘化一八四七）五月八日、昌広公御不例御令使ニ付為

御褒美令五枚御被服一枚戴。

嘉永元戊申年（一八四八）四月廿三日、二物手ニ付御役御免願

濟。

同二酉年（嘉永一八四九）七月十日、崇広公御代御築城仰。

同四辛亥年（嘉永一八五〇）三月廿八日、崇広公御入国御鬨斗扱

勤。

同七甲寅年（嘉永一八五四）正月廿四日、中書院頭罷蒙。十一月十

四日、先年ニ付隠居願節出。同十六日願之通被仰

付。

安政二丙辰正月十一日、七拾歳卒。号・本照院

法隨日理居士。松前葬法花寺二。

（前妻）品川条右衛門長宥娘サキ

文政二己卯九月十日、三十三才卒 妻成等院妙

心日覚大姉。梁川葬奥玉寺

後於松前改法子五人生。織參院久宝貞遠大姉

後妻・池浦次左衛門元応養妹エキ

実・梁川町人酒田屋利兵衛娘。文政二己卯二月

晦日嫁。

嘉永七甲寅五月二日、行年六十五才。本理院妙

隨日照大姉。松前葬法花寺二。

景周 今井富五郎

文化九壬申、出生。

天保十一庚子正月十三日、為初術稽古、江戸相

成重百合藏方之出府。

同十二辛丑年（天保二一八四〇）秋、帰藩。

嘉永元戊申三月廿一日、昌広公御代一代右組徒

士格之士召出御奉公蒙。四月十二日、二番手組

同二己酉(嘉永一八四九) 四月六日、崇広公御遣御供蒙出帆。

九月三日、初御入国御供ニテ着。十一月十三日、

永々右組徒士之家席蒙。

同三庚戌二月十五日、クナシリ勤番蒙。三月

十日、出立。

同四辛亥三月二日、御下紙戴。九月四日、ク

ナシリより出立。

同五壬子正月十六日、追手御門置組御先手之

出扱蒙。

同六癸丑三月十四日、エトロフ勤番徒士目付

ニ仰付。同十八日、出立。八月三日ニ出来ニ付

帰宅。

同七甲寅正月廿一日、三番手大筒組小頭ニ仰

付。

安政二乙卯正月十七日、大手御門並蒙。

安政二乙卯七月廿四日、四十四才卒。自然院

垂出日勇居士

今井為三郎。実・同姓八九郎信名二男。

嘉永七甲寅十月十九日、養子願。同廿一日、

被仰付。

崇広公御代、安政二乙卯七月廿四日、家督願

之通被仰付。同十月朔日、拾六栄ニテ初テ御

目見。同十五日、御在公御礼申上徽典服助教

手出被仰付。

吉質 初、重義。瀬左衛門。天保七丙申九月、

彦之丞事改名。蠣崎四郎左衛門吉包養子。

女子 サツ 吉田一治吉勝妻、天保十己亥八月廿

六日嫁。子五人生。

嘉永二己酉九月七日三十三才死。桂巖院芳

林妙容大姉。

女子 ナヲ 文政三庚辰七月五日、拾歳ニテ死。

妙眼月秀嬰女。梁川村奥国寺共後於松前法名改。

養女 ミヨ 木村平右衛門光朝妻。実・大沢村百

姓庄兵衛娘。天保九戊戌三月、願書。十三日、願

濟。

十六代 景德 拜領名、今井吾郎五郎。初爾、景周、伝孫七

郎。

生国伊達郡梁川。五人同腹。文化八辛未二月八

日、出生。

文政七甲申年九月十七日、章広公御代、拾四歳

ニテ御召出御存公中書院御馬上リ。同日、見広公御産子勤蒙。

文政九丙戌年二月七日、見広公より拝領名改吾郎五郎と。六月十六日、烏帽子親・小林三右衛門長祐。

同十丁亥年七月二日、見広公御来府御供蒙。同月晦日、御逝去。八月二日、払髮仕。九月廿一日、章広公御側勤。

天保二辛卯年正月十日、御名代御財物蒙。八月朔日、牧田七郎右衛門統式、東地ウス領ニテ異国船と炮戦依為加勢来筆頭即刻出立。モロラン

之着。居吏よりエトモ添勤番蒙。十一月七日、帰登。

同三千辰年十月十二日、章広公御来府御供勤。

同四癸巳年四月七日、御入国新前村へ御着船御供勤。七月廿五日、章広公御逝去ニ付、翌年九月廿八日、払髮被仰付。

同五甲午年六月二日、同十三日、松前沖異国船両度航通三番手組士ニテ出張打払。

同六乙未年正月十日、良広公御側被仰付、江戸

表へ出府。同七月九日帰着。

同七丙申年正月十六日、若年中書勤御褒美戴。

三月十日、蝦夷地首役蒙出立。六月十九日、改景徳と。九月四日、帰登。十月十九日、御褒美頂戴。同月廿一日、二番手脇手頂蒙。三月七日、ソウヤ場勤番脇手頂蒙。同十八日、出立。同四月廿三日、ルンモツへ二東エゾ地勤番三鎗持組

目付扱被仰付。四月晦日、尔蝦夷地之渡海。五月朔日、着。同十八日、魯西亜人居小家并船四艘等出帆如。七月廿八日、御用濟ニ付、ソウヤ

之渡海。八月廿九日、松前へ着。十月十三日、御書罷千方儀尔蝦夷地勤番被仰付蒙。同所之儀

能議ニ急有之当去御置着配ニ被仰出候次第厚前

出到着場重扱と申決御罷縮向出を用有打本勤且処到御扱人格方御罷扱向行届一服之儀ニ被思召候依之御上下一具白銀一枚被命之。同十一月十六日、家督願濟。十二月十七日、来陽御親武御台扱蒙。同廿四日、中書院席願取蒙。

安政二乙卯年正月十五日、取計中皆勤御褒美頂。

同十七日、異国船候泊之御御馬出御門置蒙。五

月十三日、御外郭五番御台場掛蒙。六月十二日、白神佐井台場半月詰勤番蒙。

妻・工藤茂五郎長栄養妹。実・青山莊司芝雄女、

母工藤。天保二辛卯二月十七日、嫁。

女子 カ子 天保三辛卯年十一月廿八日生。

嘉永五壬子十一月十日、石塚文清嫁入。

安政二乙卯七月、離縁。十二月朔日、女子出生。

文清方へ遣。

女子 マン 天保五甲午年正月十日、生。

嘉永元戊申十二月十六日、野村駒之丞治記へ嫁。

同四辛亥年二月廿三日、離縁。男子一人早世。

女子 シケ 天保九戊戌六月十六日、出生。

女子 ハル 天保十一庚子三月廿一日、出生。

淑次郎 初名、兵次郎

松前栄得穂養子。

天保十三壬寅二月廿五日、出生。

弘化四丁未年正月十八日、養子へ定。同廿二日、

淑次郎へ改名。

嘉永四辛亥年九月廿六日、養子願濟。十月二日、

家督願濟。

嘉永四辛亥年十一月十八日、年拾四才死 法

容院智勇禪童子。

女子 テル 弘化三丙午五月十六日、出生。

女子 マサ 嘉永二己酉年十月朔日、出生。

景敦 今井虎太郎

天保七丙申四月九日、出生。

弘化四丁未年三月七日、家統出鞘二付御褒美戴。

嘉永三庚戌年三月六日、家統出鞘二付、前月行。

八月十六日、前髪烏帽子親・蠣崎四郎左衛門吉包。

同四辛亥年四月十一日、前出御存公御馬廻中書院

席御照君昌広公御産子之間勤蒙。

同六癸丑年三月廿三日、御櫛番蒙。五月廿三日、

御側御番人蒙。昌広公、八月八日御逝去。九月十

四日、御輿脇御供勤。十月廿六日、御側無遅滞御

先中書院勤。今日永之精勤二付令式両壺分戴。

同七甲寅年二月廿五日、三番手出張之前御使番

蒙。四月廿五日、番段表里疊利加船来着二付即刻

出張茂辺地村。同五月十日、帰着。

安政二乙卯正月十七日、三番手出張之御御使番

蒙。四月十五日、エトロフ勤番組士蒙。五月四日、

出立。

今井彦太郎

安政二乙卯十一月廿一日、出生。母・石塚富藏

娘。

今井富次郎

万延元年八月四日出生。母・同断。

● 近藤家（近藤小文庫履歴）

明治廿四年一月

祖先以来履歴取調書

北海道庁士族 故・近藤小文庫長男 近藤政五郎

初代 藤原姓・近藤四郎右衛門尉季常

本国若狭。嘉吉元辛酉年、松前ニ渡来。彌保田か

ら東工（根部田古名）ニ町離レ矣処へ入船。其処

ノ上野ニ住居。時人、弥根保田館主、又近藤館

云々。信広公ニ奉仕（年月日俸禄未詳）。

明応九庚午年三月十一日没。

二代 近藤左京亮信武

大永七丁亥年八月二日没。

三代 近藤帶刀季武

文祿三甲午年八月廿九日没。

四代 近藤吉左衛門義武

彌保田ヨリ松前枝ヶ崎町ニ移ル（年月日未詳）。

慶長十五庚戌年、花山院忠長公、蝦夷嶋へ御左遷。

上之国へ為入、万福寺御移坐ニ付所附義武務之。

同十七壬午年、岡野庄左衛門一昌ナル人ヨリ日置

流弓術印可ヲ得。同十九甲寅年、花山院忠長公御

掃洛ニ付蒙。慶広公命供奉ヲ務ム。此時、從花山

院君御太刀（信国）一腰、長刀一振拜領。

元和乙卯年春、慶広公、忠広公大坂御出陣ニ付、

忠広公ノ御伝役ニテ供奉。

此時、合戦中咽喉カワキ矣トテ乗馬ノ腹ヲ破リ

血ヲ吸矣由。又義武供ニ召連シ侍ハ譜代ノ臣ニ山

本紋右衛門ト云。

寛永十五戊寅年三月十一日没。

五代 近藤甚五左衛門豊武

寛文九己酉年、東蝦夷地支不左利夷賊蜂起ニ付出

張。

此時、豊武実父ニ当ル桜庭又右衛門貞治モ出張。

エントモノ酋長チメンハト云フモノヲ討取。

于時、支配所ハ西蝦夷地ヒクニナリ。

天和元辛酉年二月三日没。

六代 近藤惣左衛門有武

貞享二乙丑年四月、松山奉行被仰付シヨリ、江戸

邸留主居役御勘定奉行等ヲ務ム。

七代 近藤惣左衛門直武

松山奉行（年月日未詳）被仰付。享保十一丙午年

三月廿二日、松山奉行勤中於江差没。年五十五。

八代 近藤権九左衛門光武

明和四丁亥年七月十一日、蒙御作事奉行候ヨリ米

奉行トナリ。其後、為詰組席。天明三癸卯年七月

十四日没。年六十九。

九代 近藤惣左衛門言武

天明二壬寅年二月、御目付吟味役被仰付シヨリ町

吟味役、御近習頭、御勘定奉行、長炉席及大広間

番頭、松山奉行加番、御用人等ヲ務ム。

文化四丁卯年四月、梁川工御転封ニ付御供被仰付。

同五戊辰年、梁川工移ル。文化七年八月五日没。

十代 近藤兔毛武啓

天明七丁未年九月、道広公御集府ニ付御納戸役ニ

テ御供奉。寛政四壬子年、章広公初而御集府ニ付、

御納戸役ニテ供奉。同五癸丑年、蒙請米出役。

同六甲寅年九月、御御役長々之勤功被思召御礼席

蒙大書院列、其ヨリ御近習頭御見付飯役長炉席飯

番頭御勘定奉行全上席御用人格及御用人等ノ諸役

ヲ勤ム。文政四辛巳年、旧領松前一円御返地ニ付

梁川御引渡掛リ被仰付。同五壬午年、松前二到

ル。同六癸未年、俸禄二百石之御印紙賜フ。

天保五甲午年四月二日没。

十一代 近藤兔毛武義

文化十一甲戌年正月廿八日、奉仕中書院席御馬廻。

文政四辛巳年、御近習役被仰付矣ヨリ、御米蔵飯

勤、御目付役、御武器掛、御側飯役、御勘定吟味

役、御作事掛、御目付出役、御勘定奉行、町吟味、

沖之口吟味、内吟味等之諸役ヲ務メ、天保十四癸

卯年四月廿日、蒙沖口奉行。同月廿五日、御前万

端御改革ニ付掛リ被命。

于時、御家老・蠣崎将監伴、御中老・小林三左

衛門長裕、御用人寺社町奉行兼蠣崎四郎左衛門、御側御用人・山田三郎、御勘定奉行・桜庭左右吉、同断掛被命

其ヨリ江指奉行行出役、寺社町奉行同出役、御用人出役、御側頭出役、町奉行出役等ヲ務メ、嘉永二己酉年十一月十三日、永世五十名御加増賜エ且所用人兼寺社奉行被仰付シヨリ築城掛ヲ勤ム嘉永三庚戌年七月、東地アツケシニテ破船上陸ノ異国人共所持ノ橋船及破損ノ品焼捨ノ儀申論ノ為ヲシヤマンヘマテ罷越。同四辛亥年五月、東蝦夷地アツケシ領マヒルニ於テ破損ノ異国船諸道具焼捨、見分被仰付罷越。御目付・加藤平藏貞次同伴。安政二乙卯年十一月十九日没。

十二代 近藤族武明

天保十己亥年七月十五日、奉仕申書院席御馬廻。天保三丙午年、御納戸役セシヨリ町吟味役見習、御近習頭、御旗奉行、近習番頭御用人、御近習御用人、御経濟掛等ノ諸役ヲ務ム。嘉永七甲寅年四月、箱館工亜米利加松渡来ニ付為警衛出張（所旗奉行ノ時ナリ）。安政二乙卯年二

月、箱館ヘイキリス軍艦外二艘入港ニ付、木古内迄出張。同年三月、同断出張。明治二己巳年五月、折衝隊々長被仰付。六月病氣ニ付依願免。同十二月客冬、松城拒戦ノ後、慕君御警衛之為御賞永世十五石御加増。同三庚午年、御家扶被仰付。同四辛未年、病氣ニ付依願御免。同年八月、廃藩置県ニ付、帰県被仰付。明治七甲戌年九月十六日没。年五十。

十三代 近藤小文庫武毅

安政五戊午年、家席之通奉仕。中書院御馬廻勤向、御台子ノ間被仰付。同年部屋住御印紙拝載。文久三壬戌年、御小書院番入被付矣ヨリ御近習御納戸出役等ヲ務ム。明治二己巳年十二月客冬、御国難後、慕君御警衛之為御賞永世中書院上席被仰付。同三庚午年閏、御由緒有之候ニ付、御内応御家従被仰付。同四辛未年八月、廃藩置県被仰出候ニ帰県被仰付。同五壬申年五月、檜山郡江差へ全戸移住爾来戸長及準等外二等拜命。次ニ又戸長拜命。其ヨリ明治十三年、開拓使檜山爾志郡書記拜命候以来、

明治十三年、開拓使檜山爾志郡書記拜命候以来、

同十八乙酉年三月七日、死亡候迄、郡書記奉職セリ。

明治十八乙酉年三月七日没。年四十一。

十四代 近藤政五郎

明治十九年、函館県師範学校ヲ卒業シ、其ヨリ所々

小学校訓導トナリ。当今、渡嶋国函館区宝小学校訓導奉職中ナリ。

右書上致候也。渡島国松山郡江差新地裏町四番地本籍 近藤政五郎

藤政五郎

明治廿三年十二月廿七日 当時、函館区寄留中ニ付不在ニ

付、同人実弟・同守治認ム。

● 厚谷家（厚谷小金吾履歴）

初代 厚谷右近将監重政と称す。実は畠山末孫にして、

嘉吉元年夏五月廿八日、渡航此本藩。築館于西部

比石居焉是れ今云ふ松山郡石崎村北東に沿ひたる

森山の麓に荒神堂と云ふ一の社あり。今以て之れ

を祭るは五月十四日なり。行事不詳。

式代 厚谷備中重時と称す。文明の頃卒乎未詳。

三代 厚谷右近重形と称す。松前建国の始祖・松前若狭

守信広公の指揮に随ひ、文明紀元四月、重形奉仕

せり。明応の頃卒乎未詳。

四代 厚谷備中季政と称す。君侯第三世・光広公時代、

東蝦夷地今の胆振国勇払・白老・千歳・支勿領

一円を給地として之れを賜はりたり。之れ亦行年

不詳。

五代 厚谷四郎兵衛政衛と称す。政衛第一子・備中季

貞は、君侯第四世・季広公の聳となり。亦行年未

詳。

六代 厚谷勘解由左エ門重幸と称す。亦行年不詳。

厚谷四郎兵衛貞政と称す。貞政の母は季広公第五

女なり。寛永十年秋七月二十六日、準寄合席に列

せられたり。一に曰く、寄合、準寄合、弓ノ間を

三席と唱へ、諸役御免客分と云ふもの如し。

寛永十四年三月二十八日夜、福山城火あり。合衆

蔵に火移り炎四方に発出して、咫尺を分たす。君

侯第七世・公広公、炎燼身に触れ被創既に危ふか

りしき、貞政城中に飛び入り、主君を助けんかた

め、貞政創を負ふと雖も、公広公を背負ひ、今の

石崎村まで夜を日に続き辛ふして救ひ来りと雖も、惜哉。貞政液絶へ即死せり。此のとき福山城は勿論、人家大畧延焼せりと。噫、貞政無くんは城と共に君主も怨らくは焼失せられ、今の久遠全郡なり。翌寛永十四年三月廿四日卒す。

九代

厚谷四郎兵衛政姓と称す。寛永二十年癸未春、西蝦夷地一円夷賊及す。政姓、辱くも大将の命を蒙り、西部・瀬棚、寿都、磯谷の三郡へ出陣して之れを征伐鎮静す。其功勞に因り、賞禄五十石加賜せられたり。于時、寛文十三年の頃卒乎未詳。

十代

厚谷六左衛門政国（寛永）と称す。宝永紀元夏六月、準寄合席被召上弓ノ間席仕長に命せられたり。政国、行年未詳。

十一代

厚谷四郎兵工重と云ふ。

十二代

厚谷舍人政広と云ふ人は、元禄三年三月三日、松前主水第二子、厚谷氏養子となり。元禄十一年正月元日、元の準寄合席に列せられたり。行年未詳。

十三代

厚谷六左工門政元と称す。松前半左工門広久第二子・広興は、元文三年戊午秋九月、政元（元）の養子となり。是又行年不詳。

十四代

厚谷新下政恒と称す。君侯第十二世・資広公より家督の命を蒙り、寛政五年十二月一日、元の弓ノ間席仕長たり。時に文化四年丁卯秋癸丑冬十二月、章広公將軍の台命を蒙り、松前給地一円召上、奥州伊達郡梁川国替のとき、政恒用人の命を受け、文化五年四月十六日、随従。同年六月五日、梁川地に至り。行年不詳。

十五代

厚谷弥五（弥）八、政信と称す。是又行年不詳。

十六代

厚谷恭内政幸。文政二年十月十二日、家督の命を蒙り。文政四年十二月七日、君侯再將軍の台命を蒙り、松前地一円を賜ふ。文政五年四月二十日、政幸用人の命を受け、同月二十八日、海上無滞、松前地に來り。文政六年十月八日卒す。

十七代

厚谷犬太郎。後改、六左工門直之。文政六年十二月一日、家督の命を蒙り。天保六年秋九月七日、江府留主得役命せられたり。天保十三年四月十三日卒す。

十八代

厚谷兵部永保。中改名、武一。天保十三年七月一日、君侯第十六世・昌広公より家督の命を蒙り。御側臺子ノ間勤命せられたり。安政三年四月三

日、近習番頭命せられたり。慶應三年七月十五日、病気のため依願近習番頭及び。隱居願之通り命せられたり。

十九代

厚谷小金吾重信。中改名慕。慶應三年七月家督の命を蒙り。同年十一月一日、召出。御奉公御側室子ノ間勤命せられたり。

● 蠣崎家（蠣崎熊太郎履歴）

函館県渡島国松山郡俄虫村士族 蠣崎 熊太郎

履歴

初代

若州武田伊豆守信繁男 蠣崎修理大夫源季繁

嘉吉三年夏六月、若州ヨリ松前上国ニ渡リ、館ヲ勝山ニ築キ、割拠シテ蝦夷ヲ鎮撫ス。享徳三年秋八月、若州武田陸奥ノ守信之男信広（松前之始祖）、同族故ヲ以テ南部大畑ヨリ海ヲ航シ来リ寓ス。時ニ長祿元年夏五月、蝦夷大ニ叛ク。季繁、信広ヲシテ大率シテ之ヲ攻撃セシム。此之時ニ当リ、当国ノ諸館主皆兵ヲ率テ之ニ応ス。信広遂ニ大ニ捷テ、其酋胡奢魔允ヲ殲シ、余党尽平ク。於是信広ノ戦功ヲ賞シ、带刀来国俊ノ一口ヲ贈ル。后、季繁ノ女婿トナシ、家ヲ嗣カシム。

寛正三年夏六月、季繁卒。明応三年夏五月、信広卒シテ、子

光広家ヲ継キ后、永正元年春、光広ノ二子二郎高広、蠣崎ヲ

嗣キ、西部泊ノ館主トナリ。同十一年秋、上国ニ徒テ館ス。

季繁第十八代 旧録 高五百二十石

蠣崎次郎広為長男 蠣崎熊太郎

明治元年九月廿五日、家督相続。同二年十二月廿五日、

戊辰ノ戦功ニ仍リ、賞典二十石付与セラル。同九年五月

中、家録奉還。

(1) 田端宏「厚谷重政、胡奢魔允鎮庄に功績? ——厚谷家録を讀む——」(北海道史研究協議会『会報』第九十五号)二〇一四年。

(2) 山本英二「近世の偽文書——武田浪人を事例に——」(久野俊彦・時枝務編『偽文書学入門』柏書房)二〇〇四年。

(3) 拙稿「史料紹介・『厚谷家録』」(北海学園大学『法学研究』第五十一卷第三号)二〇一五年。

(4) 海保領夫「松前藩家臣団の成立——道南における中世的世界の解体過程——」(『松前藩と松前』九号)一九七七年。同「松前藩における職制の成立——延宝期から享保期までを中心——」(『松前藩と松前』十号)一九七七年。後に両方とも著書『幕藩制国家と北海道』(三一書房 一九七八年)に所収される。

- (5) 春日敏宏「松前藩成立期に関する一考察——家臣団編成を中心に——」（『松前藩と松前』十九号）一九八二年。同「松前知行制の成立——商場知行制をめぐる二三の問題——」（『松前藩と松前』二〇号）一九八三年。同「極北大名蠣崎氏の権力構造」（『松前藩と松前』二十三号）一九八五年。
- (6) 松前宗家の十四世についてだが、始祖の信広から数えるとき章広で、藩開祖の慶広から数えると徳広か修広である。どれも「広愛」という名前ではない。今のところ「広愛」が異称として使用されていたのかは確認できないが、代々家老を務める村上系松前氏の十四代に「広愛」が確認できることと、崇広の子の隆広（崇行院松前家の祖）の二男に「愛広」が確認できることが今の段階でわかっていることである。
- (7) 下国氏の系図によると、季武の子に「季景」の名前が見当たらないため誰かの異称の可能性がある。
- (8) 元禄五年（一六九二）の誤記か。
- (9) 万延は改元が一八六〇年三月十八日で、万延二年（一八六一）年二月十八日までしかその期間は存在しないことから、文久二年（一八六二）の誤記の可能性が高い。
- (10) 寛正年間は、改元（一四六〇）～六年（一四六五）。
- (11) 天文年間は、改元（一五三三）～二十三年（一五五四）。
- (12) 寛文年間は、改元（一六六一）～十二年（一六七二）。
- (13) 元禄年間は、改元（一六八八）～十六年（一七〇三）。
- (14) 元文三年（一七三八）は「戊午」であり、「丙巳」というのは干支には存在しないので、「丙辰」の誤りであるならば元文元年（一七三六）であろうし、「丁巳」の誤りであるならば元文二年（一七三七）となる。
- (15) 寅年は延享三丙寅年（一七四六）を、申年は宝暦二壬申年（一七五二）を指している。
- (16) 丙午とあることから弘化三年（一八四六）の誤りか。